

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利代表救済委員 小坂 昌司

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室	
(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室	1
(2) 組織	1
(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ	3
2 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 相談活動全体	5
(2) 通常相談方法	12
(3) 出張相談会	14
(4) 救済申立て・発意件数	16
(5) 令和元年度の相談傾向	17
3 出張相談会	
(1) 出張相談会の活動概要	18
(2) 出張相談会の様子	19
4 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談対応・調整活動の事例	20
(2) 救済委員会議報告（一部抜粋）	22
5 広報・啓発活動	
(1) 広報・啓発の活動概要	24
(2) リーフレット・カードの配布	25
(3) 小・中学校での啓発活動	26
(4) 「はびくろ通信」の発行	28
(5) 「宗像市子どもの権利の日」に関する活動	31
(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート	31
(7) 活動報告会	32
(8) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川への参加	32
6 令和元年度の総括と令和2年度に向けて	
(1) 令和元年度の総括	33
(2) 令和2年度に向けて	35
7 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ これからの救済機関の取り組みについて	市川 雅美 救済委員 37
・ むなかた市の子どものみなさんへ	栄留 里美 救済委員 38
参考資料	
・ 令和元年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	39
・ 宗像市子ども基本条例と子ども施策	43
・ 宗像市子ども基本条例	48
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	57
・ 令和元年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	66

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

令和元年度宗像市子どもの権利救済委員の活動についてご報告します。宗像市の皆様には、日ごろからハッピークローバーの活動にご理解とご協力をいただいています。そして、今年度も多くの子どもたちがハピクロに電話をしてくれたり、学校訪問のハピクロブースに来てくれました。改めてお礼を申し上げます。

この巻頭言を書いている令和2年5月7日現在、新型コロナウイルスの感染が全国に広がり、緊急事態宣言が出されています。皆さんに報告書を読んでいただく頃には、新型コロナウイルスの感染が収まっていることを期待しています。もっとも、感染拡大が終息したあとも、しばらくの間は、生活に気を付けなければいけません。また、学校が休みになったことをはじめ、いろいろな活動ができなかったことの影響も残ると思います。保護者のみなさまや関係機関の方々においても、社会情勢の変化などで、様々な影響を受けているものと思います。一日も早く、落ち着いた生活が取り戻されることをハピクロのメンバーみんなが願っています。新型コロナに関係する悩みや心配事についても、遠慮なくハピクロに相談をしてください。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を経験し、子どもたちが大変な状況に置かれたときに、子どもの目線で相談を受け、その不安を取り除くことの大切さを再認識しました。また、それが難しいということも、改めて考えさせられました。緊急事態宣言が出されている間、多くの子どもたちが強い不安や悩みを抱いたと思われそうですが、相談件数はむしろ減少しています。厳しい環境に置かれたときに頼ってもらえる相談機関になるためにどのような工夫をしたらよいのか、もう一度、皆さんの声を聞きながら、ハピクロのメンバーで考えていきたいと思っています。

宗像の子どもたちが、将来に希望を持ち続けながら安心して生活していけるように、ハピクロはこれからもみなさんの身近な相談窓口としてお役にたてるよう努力していきます。

これからも、ハピクロをよろしくお願いします。

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害されたときに、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するための機関として、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室（「ハッピークローバー」）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員とハッピークローバーは、子どもの味方として、専ら子どもの最善の利益を目的に活動するために、他の機関と独立した第三者機関であることに特徴があります。

(2) 組織

① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第 21 条、第 22 条）

ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 体制（令和 2 年 3 月 31 日現在）

子どもの権利救済委員 3 人

小坂 昌司（こさか しょうじ）	弁護士（福岡県弁護士会）
市川 雅美（いちかわ まさみ）	臨床心理士（市川カウンセリングオフィス）
栄留 里美（えいどめ さとみ）	社会福祉士（大分大学 助教）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関に属します。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月 2 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務 (条例第 22 条)	(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制

子どもの権利相談員を2人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています。(臨床心理士、社会福祉士、教員免許所持者から採用)

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について(条例施行規則第6条)

職務	(1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3) 子どもの権利の普及に関すること。 (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
----	--

エ 相談業務の開設及び設置場所

(ア) 開設 平成25年4月1日

(イ) 設置場所 宗像市役所西館1階 子ども支援課子ども相談支援センター内

(ウ) 電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル クローバー よつばかな? 0120-968-487

オ 相談日及び時間

(ア) 相談日 毎週月曜～金曜日(土・日・祝日と年末年始はお休みです)

(イ) 相談時間 午前10時00分～午後6時30分

カ 相談方法

電話・面接・手紙・FAX

キ 愛称とイメージキャラクター

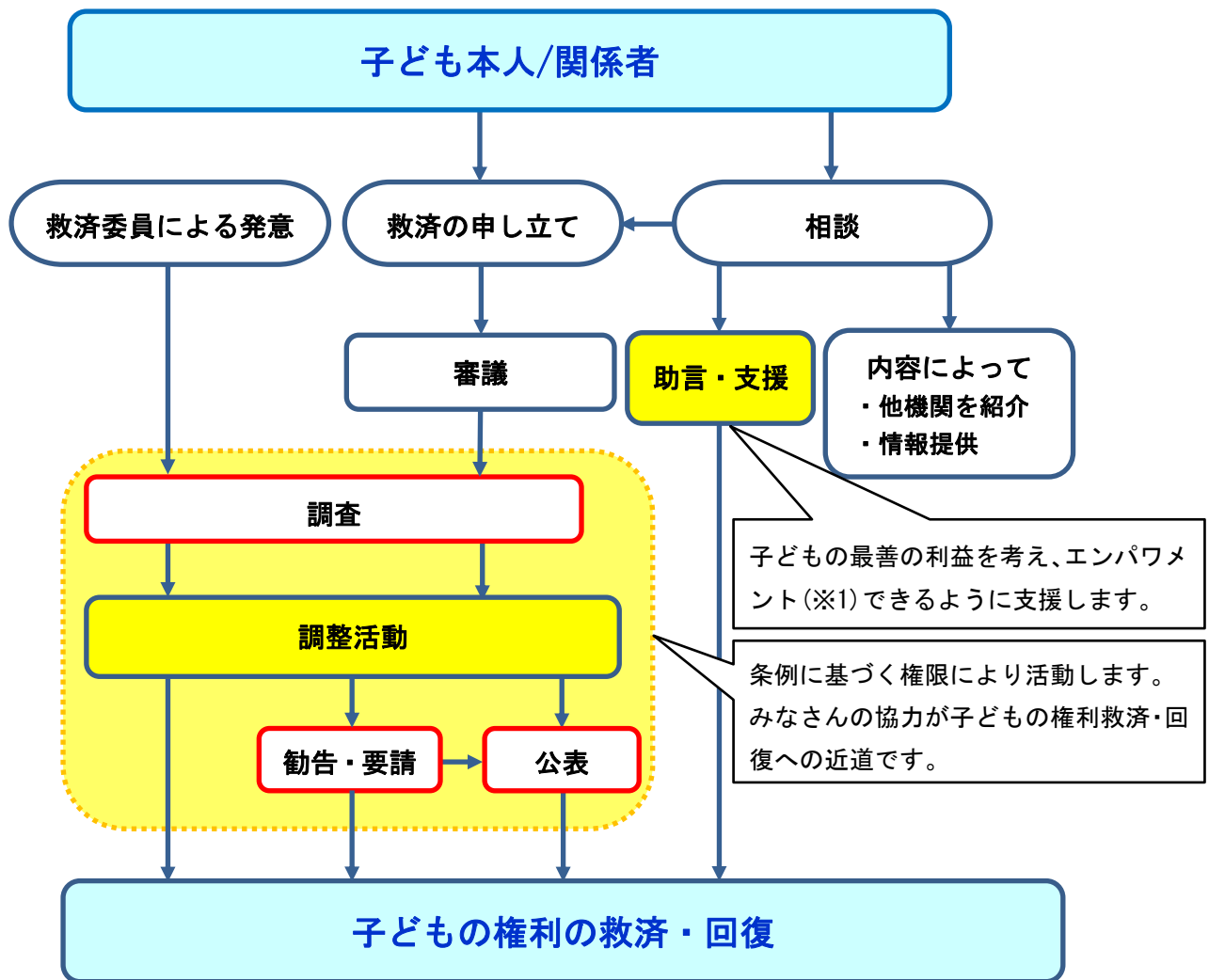
平成25年に、市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている『ふくちゃん』が採用されることに決定しました。



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。条例第 2 条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表
救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

<相談方法>

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、相談方法として「電話相談、面接相談、手紙相談、FAX相談」の4つを開設しています。電話相談に関しては、子ども専用フリーダイヤルもあります。加えて、平成27年度からは、学校を訪問しての出張相談会（詳細は pp.18-19）を実施しています。

<活動概況の統計>

令和元年度に、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が受けた相談を項目に分けて分析したものです。相談活動全体、通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）、出張相談会、救済申立て・発意の順で記載しています。分析結果の順序は以下の通りです。

[全体相談活動]
① 年間相談対応件数
② 相談者の内訳
③ 相談者・相談対象の子どもの学年（実件数）
④ 相談の内容
⑤ 相談者別にみた初回相談内容（実件数）
⑥ 年代別にみた子どもからの初回相談内容（実件数）
⑦ 1ケース当たりの継続回数（実件数）
⑧ 相談方法別にみた相談件数
[通常相談方法]
⑨ 月別相談件数
⑩ 曜日別相談件数
⑪ 時間帯別相談件数
[出張相談会]
⑫ 年間相談件数
⑬ 学年別相談件数
⑭ 方法別相談件数
⑮ 小学生の学年別相談方法（実件数）
⑯ 小学生・中学生別相談内容（実件数）
[救済申立て・発意]
⑰ 申立て・発意件数

(1) 相談活動全体

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

① [全体] 年間相談対応件数

令和元年度に受けた相談の実件数は182件、延べ件数は638件でした。平成30年度と比較すると、実件数は23件減り、延べ件数は12件の増加がみられました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実件数	225	205	182
(新規相談件数)	215	176	145
(継続相談件数)	10	29	37
延べ件数	348	626	638

※ 実件数

新規相談件数+継続相談件数

※ 新規相談件数

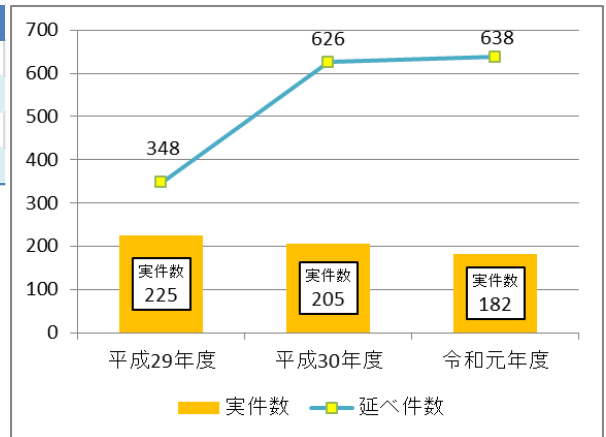
初めての相談の件数

※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数(例:H30年度以前に相談があった子から、令和元年度になって3回相談があったときは、継続相談件数1件、延べ件数3件)。

※ 延べ件数

総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。(例:1人の子から5回の相談を受けた場合は、実件数1件・延べ件数5件)



② [全体] 相談者の内訳

実件数の8割以上が子ども本人からの相談でした。子ども本人に続き、教員、両親の順で多くなっていました。「その他」というのは、他の関係者や関係機関からの相談を指します。

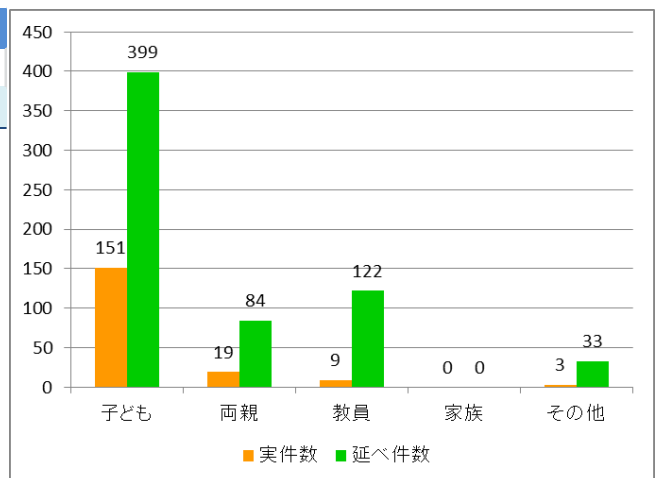
	子ども	両親	教員	家族	その他	合計
実件数	151	19	9	0	3	182
延べ件数	399	84	122	0	33	638

※ 家族

兄弟や祖父母など、両親以外の親族からの相談を指します。

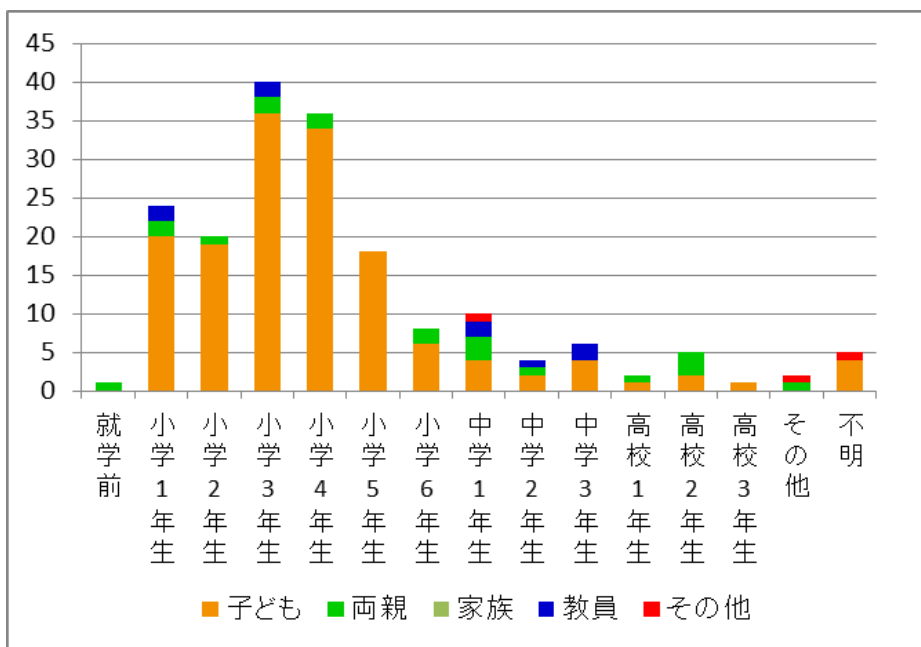
※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。



③ [全体] 相談者・相談対象の子どもの学年（実件数）

子どもからの相談は、小学生からの相談が多く、特に小学3・4年生からの相談が多くなっています。中学生・高校生からの相談もありました。両親からは、就学前のお子さんから高校生まで、幅広い年齢の子どもに関する相談がありました。教員の実件数は、ハッピークローバーへの相談希望が先生に寄せられた際、その子をハッピークローバーにつないでくれたものが主でした。



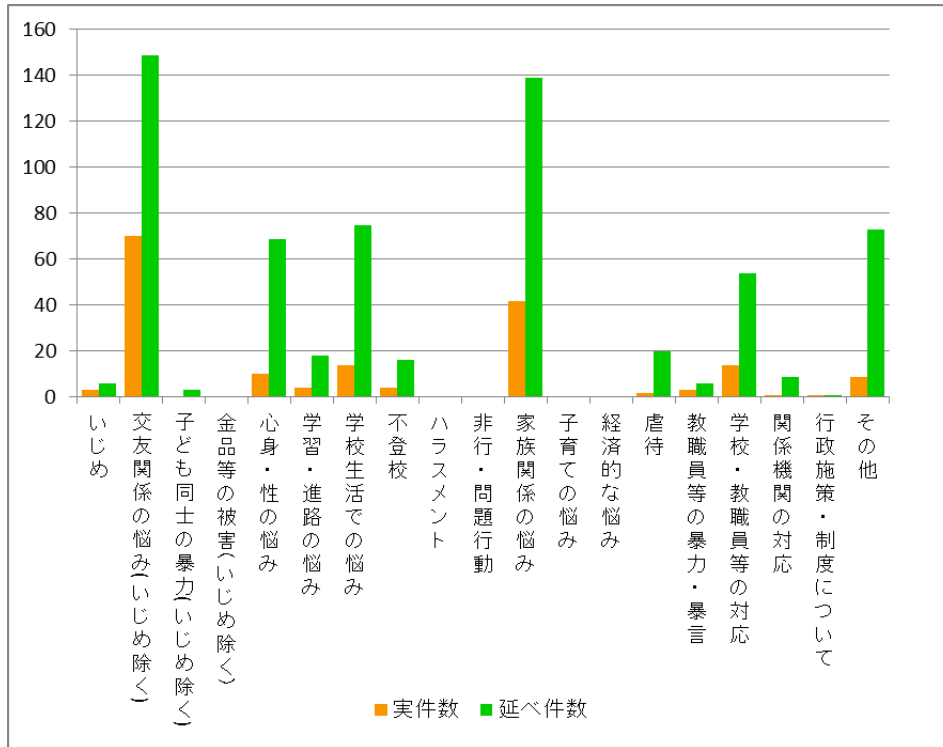
	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計
子ども	0	20	19	36	34	18	6	4	2	4	1	2	1	0	4	151
両親	1	2	1	2	2	0	2	3	1	0	1	3	0	1	0	19
教員	0	2	0	2	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	9
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3
合計	1	24	20	40	36	18	8	10	4	6	2	5	1	2	5	182

④ [全体] 相談の内容

初回の相談内容は「交友関係の悩み (70 件 38.5%)」が一番多く、「家族関係の悩み (42 件 23.1%)」「学校生活での悩み (16 件 8.8%)」「学校・教職員等の対応 (14 件 7.7%)」と続きます。「いじめ」や「虐待」などに限らず、他の相談種別にあっても深刻な相談が寄せられていました。

※ 「子ども同士の暴力」の『実件数が 0 件・延べ件数 3 件』という表記について、初回相談が他の内容であったものが、継続して話を聴く内に、子ども同士の暴力についての相談が 3 回あったことを表しています。

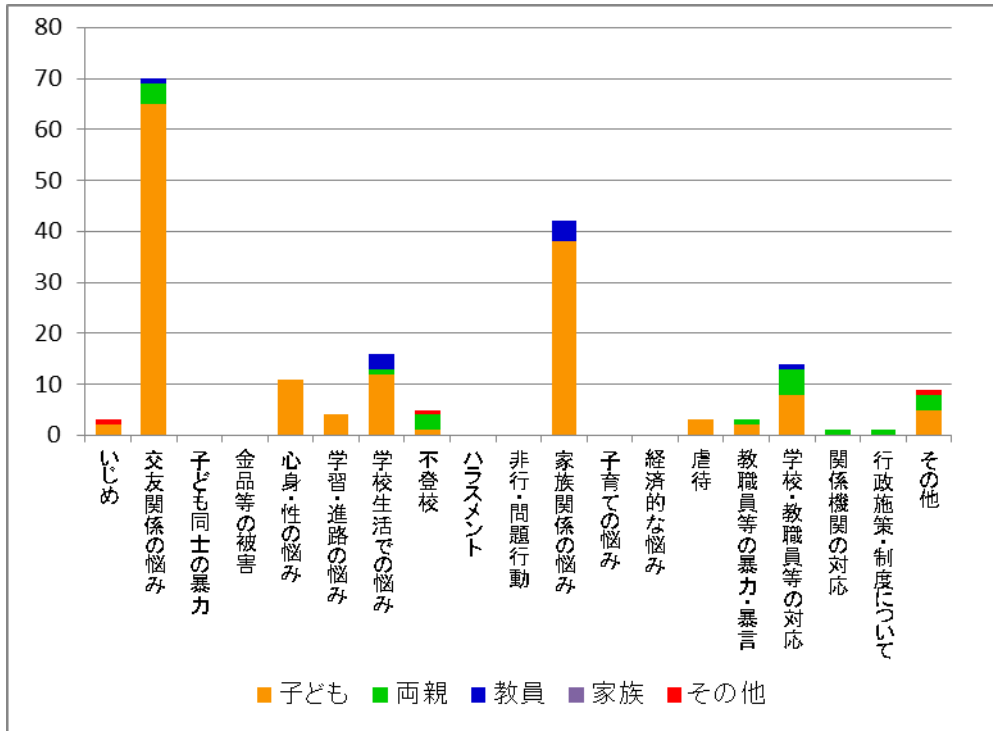
※ 「その他」の内容としては、雑談したい、話したいことがある、簡単な報告等の内容が含まれます。



	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	3 (1.6%)	70 (38.5%)	—	—	11 (6.0%)	4 (2.2%)	16 (8.8%)	5 (2.7%)	—	—
延べ件数	6 (0.9%)	149 (23.4%)	3 (0.5%)	—	69 (10.8%)	18 (2.8%)	75 (11.8%)	16 (2.5%)	—	—
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	42 (23.1%)	—	—	3 (1.6%)	3 (1.6%)	14 (7.7%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	9 (4.9%)	182 (99.7%)
延べ件数	139 (21.8%)	—	—	20 (3.1%)	6 (0.9%)	54 (8.5%)	9 (1.4%)	1 (0.2%)	73 (11.4%)	638 (100.0%)

⑤ [全体] 相談者別にみた初回相談内容（実件数）

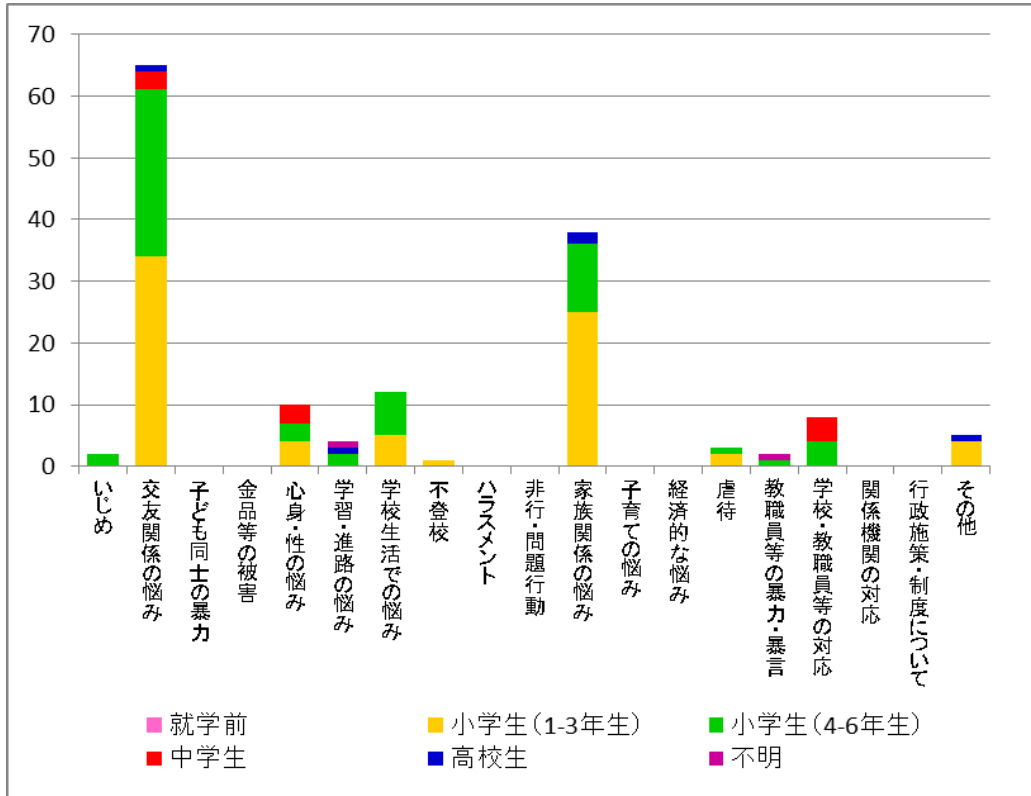
子ども本人からの初回相談内容は「交友関係の悩み（65件）」が一番多く、「家族関係の悩み（38件）」、「学校生活での悩み（12件）」「心身・性の悩み（11件）」と続きます。両親からは「学校・教職員等の対応（5件）」、「交友関係の悩み（4件）」の順で初回相談が寄せられていました。



	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計	
子ども	2	65	0	0	11	4	12	1	0	0	38	0	0	3	2	8	0	0	0	5	151
両親	0	4	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	5	1	1	1	3	19
教員	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
計	3	70	0	0	11	4	16	5	0	0	42	0	0	3	3	14	1	1	9	182	

⑥ [全体] 年代別にみた子どもからの初回相談内容

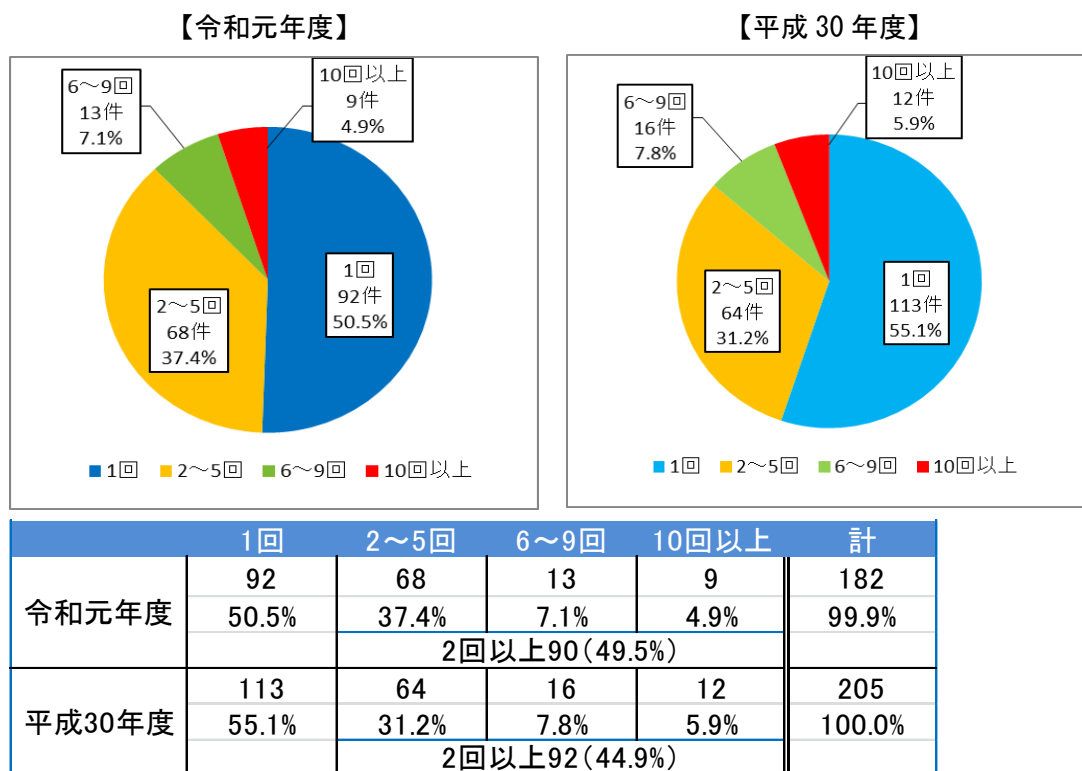
子ども本人からの相談は実件数 151 件でした。子どもからの相談内容を年代別にみると、小学生からは「交友関係の悩み」「学校生活の悩み」「家族関係の悩み」の相談が多くありましたが、1-3年生と 4-6年生に分けてみると、4-6年生の方が相談内容は多岐に渡っていました。中学生からは「交友関係の悩み」「心身・性の悩み」「学校・教職員等の対応」の相談がありました。高校生からは「交友関係の悩み」「学習・進路の悩み」「家族関係の悩み」の相談がありました。



	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生(1-3年生)	0	34	0	0	4	0	5	1	0	0	25	0	0	2	0	0	0	0	4	75
小学生(4-6年生)	2	27	0	0	3	2	7	0	0	0	11	0	0	1	1	4	0	0	0	58
中学生	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	11
高校生	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	5
不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
計	2	65	0	0	11	4	12	1	0	0	38	0	0	3	2	8	0	0	5	151

⑦ 【全体】1ケース当たりの継続回数（実件数）

令和元年度の1ケース当たりの継続回数は、1回が92件（50.4%）、2回以上が90件（49.5%）でした。平成30年度と比較すると、「2回以上の継続・対応」の割合が増加しています。



⑧ 【全体】相談方法別にみた相談件数

※ 通常相談方法とは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が一般に開放している4つの相談方法（電話、面接、手紙、FAX）のことを指します。「面接」の中には、相談室での来所相談、子どもから希望を受けての学校や公民館等での訪問相談を含みます。

※ 出張相談会とは、学校へ出向いて子どもたちの相談を受ける相談会のことです。詳しくは pp.18-19 を参照。

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）での相談件数は、実件数 77 件・延べ件数 456 件でした。出張相談会での相談件数は、実件数 105 件・延べ件数 182 件でした。

平成 30 年度と比較すると、電話相談が増加、面接相談が減少、出張相談会の手紙相談が減少という傾向がありました。

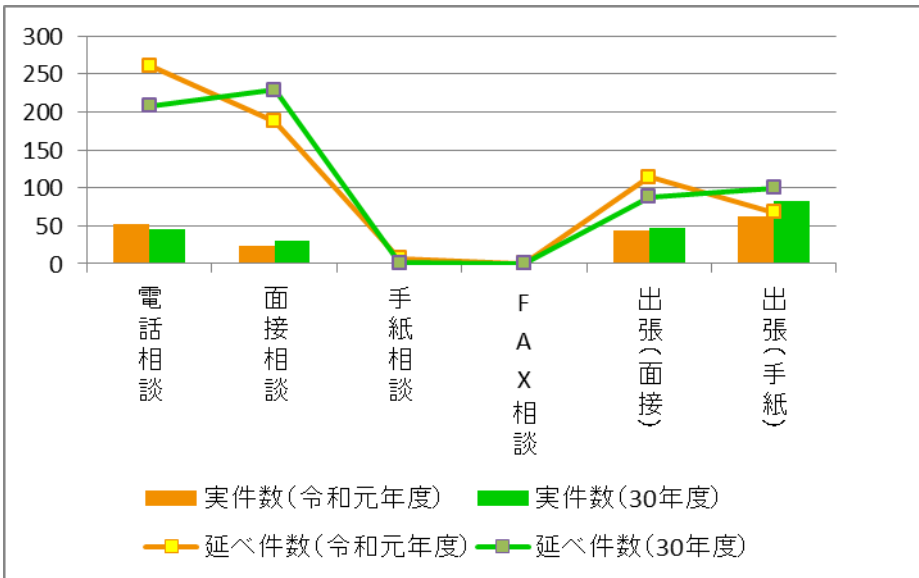
【通常相談方法での相談件数】

	電話相談	面接相談				手紙相談	FAX相談	その他	合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他				
実件数	53	12	0	12	0	0	0	0	77
延べ件数	261	60	0	116	12	7	0	0	456

【出張相談会での相談件数】

	出張相談会		合計
	面接	手紙	
実件数	44	61	105
延べ件数	114	68	182

【H30 年度との相談方法別件数の比較】



	電話相談	面接相談	手紙相談	FAX相談	出張(面接)	出張(手紙)	合計
実件数(令和元年度)	53	24	0	0	44	61	182
実件数(平成30年度)	45	30	1	0	47	82	205
延べ件数(令和元年度)	261	188	7	0	114	68	638
延べ件数(平成30年度)	208	229	1	0	88	100	626

※ 令和元年度の手紙相談「実件数 0 件・延べ件数 7 件」という表記について、初回が他の相談方法で寄せられた相談を継続していく中で、手紙での相談が 7 件寄せられたことを表しています。

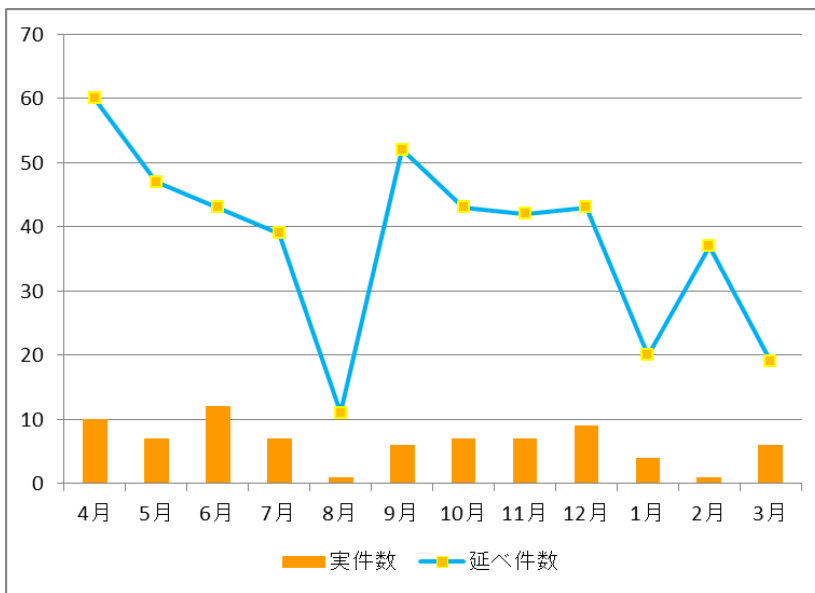
(2) 通常相談方法

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）による相談の傾向をみるため、通常相談方法による相談件数を抜き出して、分析したものを⑨⑩⑪に示します。

※ 通常相談方法での相談件数（実件数 77 件、456 件）＝全体相談件数（実件数 182 件、延べ件数 638 件）から、出張相談会での相談件数（実件数 105 件、延べ件数 182 件）を引いたもの。

⑨ [通常] 月別相談件数

通常相談方法による相談件数を月別にみると、休暇明けの 4・9・2 月に相談が増加、その後ややゆるやかになり、長期休暇がある 8 月と 1 月に減少する傾向がありました。

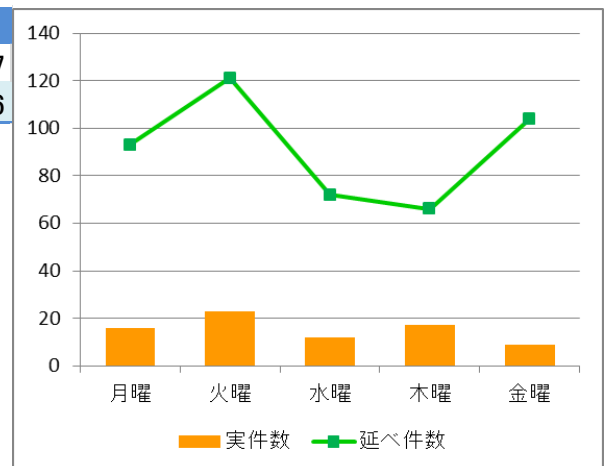


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	10	7	12	7	1	6	7	7	9	4	1	6	77
延べ件数	60	47	43	39	11	52	43	42	43	20	37	19	456

⑩ [通常] 曜日別相談件数

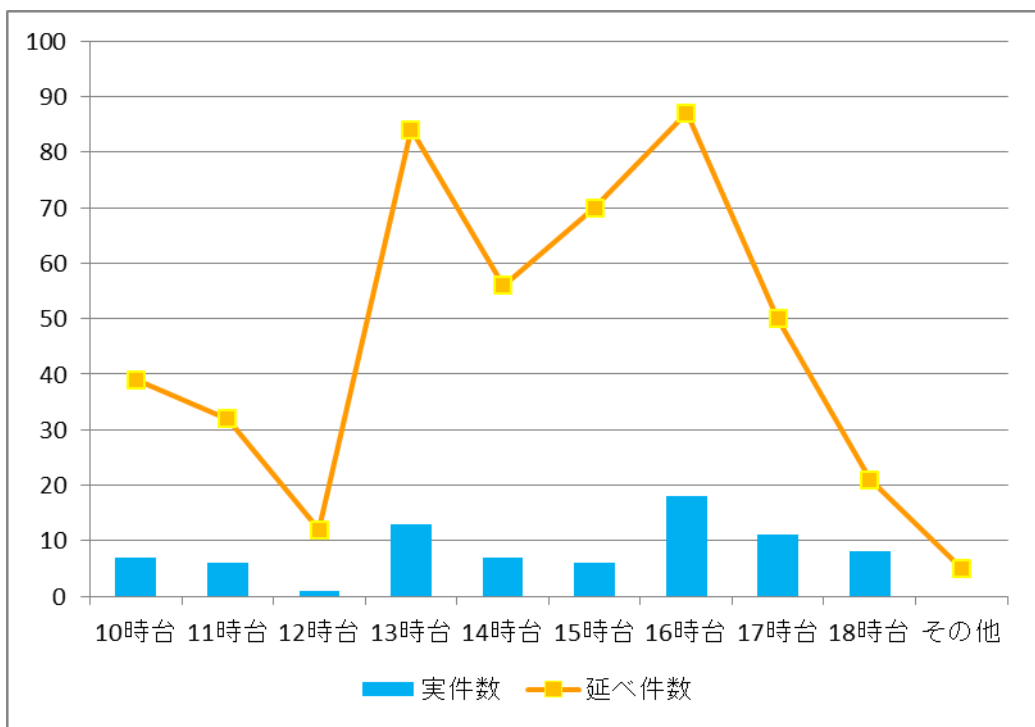
通常相談方法による相談件数を曜日別にみると、実件数・延べ件数共に、火曜日に多くなっていました。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	16	23	12	17	9	77
延べ件数	93	121	72	66	104	456



⑪ [通常] 時間帯別相談件数

通常相談方法による相談件数を時間帯別にみると、初回相談件数は13時台、16時台、17時台に多く、延べ件数は13時台、15時台、16時台に多くなっていました。



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	7	6	1	13	7	6	18	11	8	0	77
延べ件数	39	32	12	84	56	70	87	50	21	5	456

(3) 出張相談会

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）と併行して、相談員が学校へ出向いて相談会を行う「出張相談会」を実施しています。令和元年度は小学校 9 校と中学校 3 校で出張相談会を実施しました。出張相談会による相談件数を抜き出して、分析したものを⑫⑬⑭⑮⑯に示します。

※ 出張相談会について、詳しくは pp.18-19 をご参照ください。

⑫ [出相] 年間相談件数

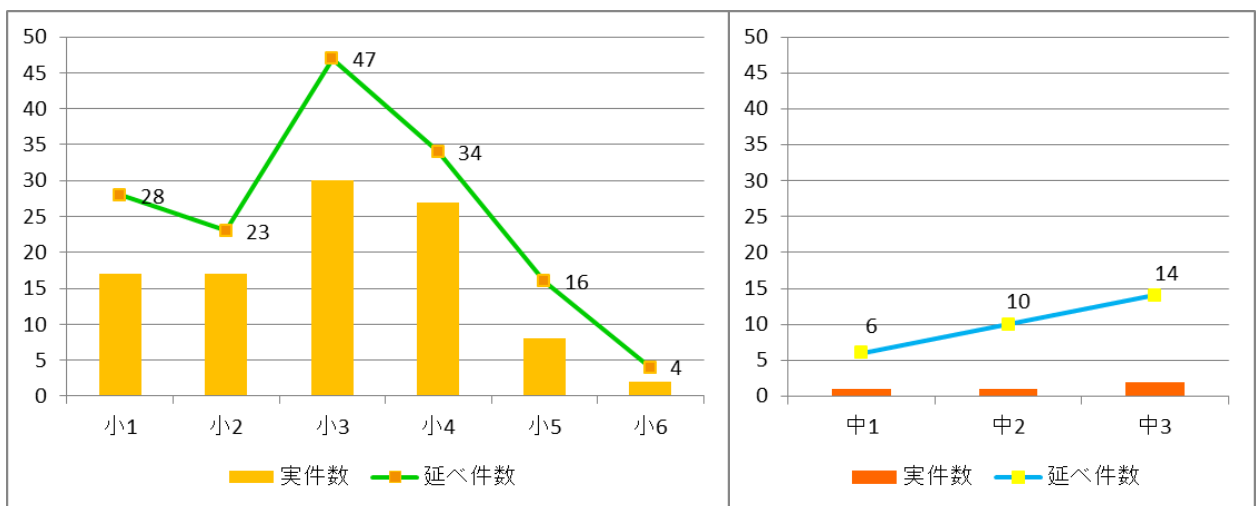
出張相談会での実件数は小学校 101 件、中学校 4 件、計 105 件でした。延べ件数は小学校 152 件、中学校 30 件、計 182 件でした。

	小学校	中学校	計
実件数	101	4	105
(新規相談件数)	80	4	84
(継続相談件数)	21	0	21
延べ件数	152	30	182

- ※ 実件数 : 今年度において初めて相談があった人の数。新規相談件数に継続相談件数を加えたもの
- ※ 新規相談件数 : 今年度における初回相談の件数
- ※ 継続相談件数 : 昨年度以前に相談があった方の、今年度における初回相談の件数
- ※ 延べ件数 : 総相談件数 (例:1 人の人から 3 回の相談を受けた場合は、実件数 1 件・延べ件数 3 件)

⑬ [出相] 学年別相談件数

学年別に相談件数をみると、小学校での出張相談会では小学 3 年生からの相談が一番多く、次いで 4 年生、1 年生と続いていました。中学校では、学年が上がる毎に相談が増加していました。



	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	その他	不明	計
実件数	17	17	30	27	8	2	1	1	2	0	0	105
延べ件数	28	23	47	34	16	4	6	10	14	0	0	182

⑭ [出相] 方法別相談件数

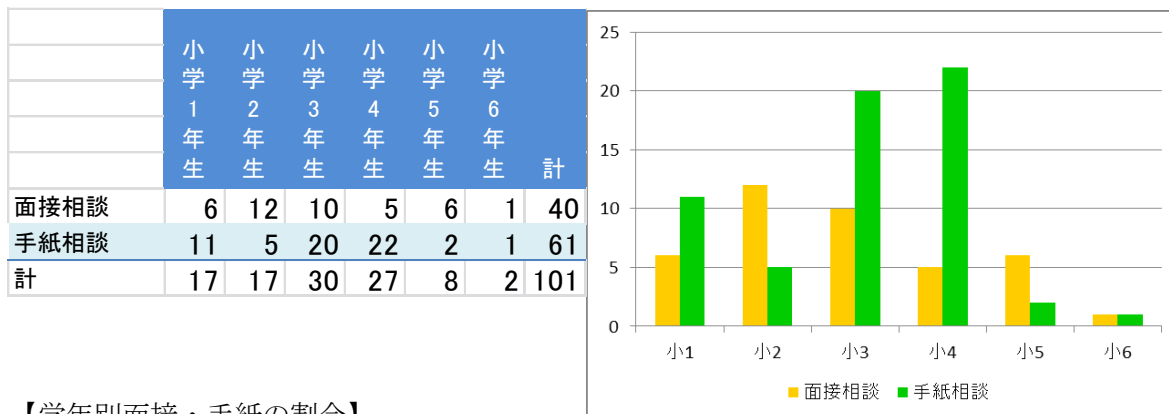
出張相談会における相談件数の相談方法別内訳は次の通りです。小学生の初回の相談方法は、3人に1人以上が面接での相談でした。

※ 中学校での出張相談会では、手紙相談は実施していないため、相談件数は0件となっています。

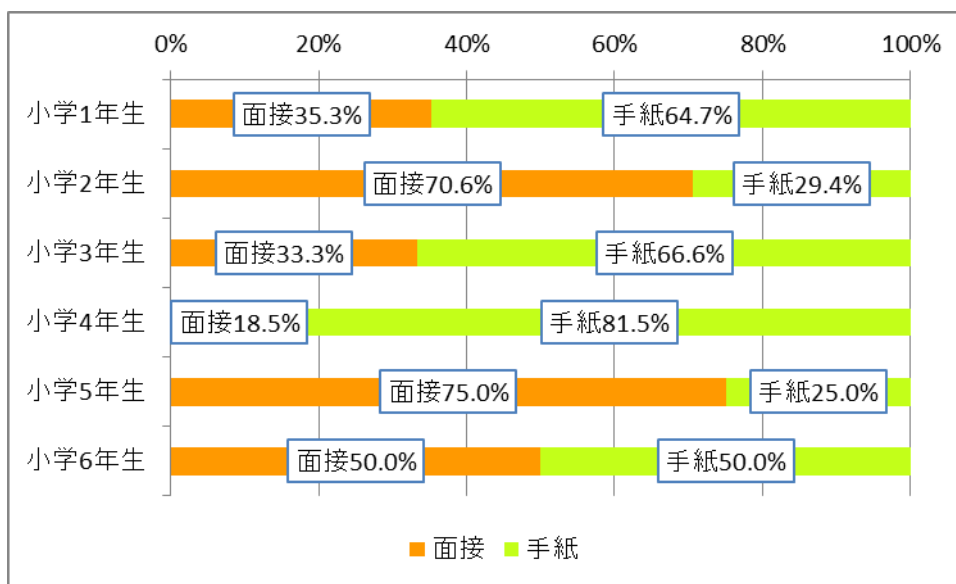
	面接相談	手紙相談	計
実件数	44	61	105
(小学校)	40	61	101
(中学校)	4	0	4
延べ件数	114	68	182
(小学校)	84	68	152
(中学校)	30	0	30

⑮ [出相] 小学生の学年別相談方法（実件数）

小学生の実件数 101 件の内訳です。小学2年生と小学5年生で面接相談の占める割合が大きくなっていました。

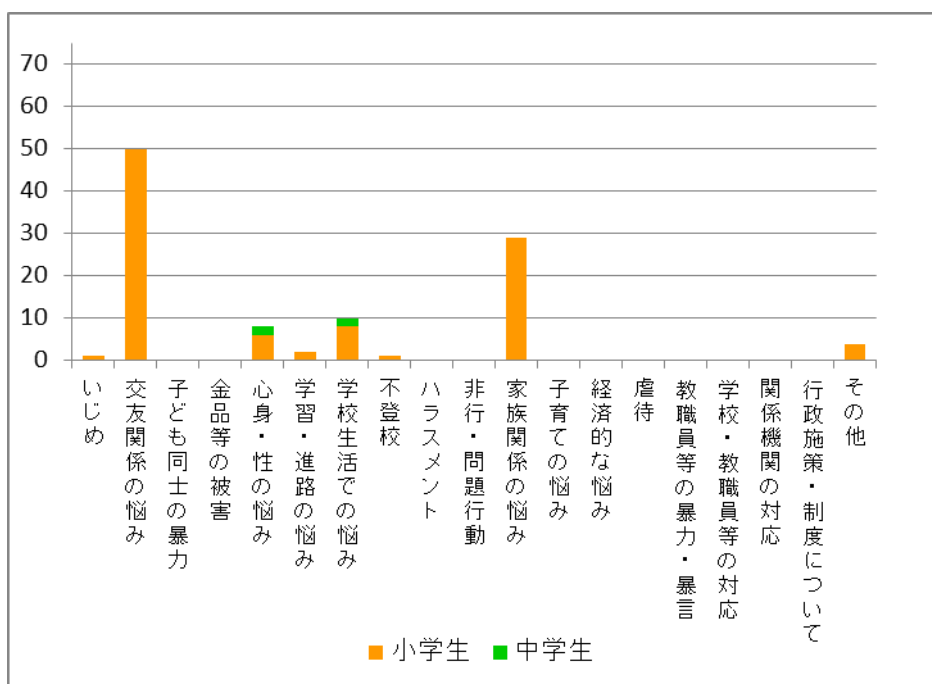


【学年別面接・手紙の割合】



⑩ [出相] 小学生・中学生別相談内容（実件数）

小学校では「交友関係の悩み（50件）」「家族関係の悩み（29件）」の相談が多く、中学校では「心身・性の悩み（2件）」と「学校生活での悩み（2件）」の相談がありました。



	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計	
小学生	1	50	0	0	6	2	8	1	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	4	101
中学生	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	1	50	0	0	8	2	10	1	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	4	105

(4) 救済申立て・発案件数

⑪ [救済] 申立て・発案件数

令和元年度の救済申立て案件は1件（平成30年度から継続中）です。発案件数は1件です。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申立て案件	0	1	1
発案件数	1	0	1

(5) 令和元年度の相談傾向

ア 全体的な相談の傾向

令和元年度の相談件数は、実件数 182 件、延べ件数 638 件であり、平成 30 年度と比較すると、実件数が 23 件減り、延べ件数が 12 件増加していました。初回は 8 割以上が子ども本人からの相談であり、悩みの緩和に向けて子ども本人と一緒に考えたものに加え、子どもからの希望を受け、学校の先生方と連携して対応にあたった相談も多くありました。

相談者・相談対象者は、小学 3・4 年生が多くなっていました。相談の内容としては、友人や家族との関係に関するものが主でしたが、学校に関する相談、心身や将来といった自分に関する相談、いじめや虐待といった緊急度がある相談もありました。平成 30 年度と比較すると、1 ケース当たりの継続回数は「2 回以上の継続・対応の割合が増加」、相談方法別件数では「電話相談が増加、面接相談が減少、出張相談の手紙相談が減少傾向」でした。

イ 通常相談（電話・面接・手紙・FAX）の傾向

通常相談方法による相談件数は、実件数 77 件、延べ件数 456 件でした。平成 30 年度と比較すると、実件数が 1 件増加、延べ件数が 18 件増加していました。月別にみると、休暇明けの 4 月 9 月 2 月に延べ件数が増加、その後ややゆるやかになり、長期休みで件数が減少という傾向がありました。3 月に関しても、新型コロナウイルス感染拡大による休校の影響もあり、件数は減少していました。曜日別にみると、火曜日の相談が多くなっていました。時間帯別にみると、学校訪問での面接が多い 13 時台（昼休みの面接希望が多いため）と、帰宅後 16 時台以降の相談が多くなっています。

ウ 出張相談会での相談傾向

出張相談会による相談件数は、実件数 105 件、延べ件数 182 件でした。平成 30 年度と比較すると、実件数が 24 件減少、延べ件数が 6 件減少していました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、小学校 1 校での実施と中学校 3 校での 2 月以降の実施が中止になっており、相談件数も減少しています。相談件数は学年別にみると、小学 3 年生と、中学校 3 年生からの相談が多くなっていました。小学校での面接相談と手紙相談の比率は 2 対 3 でした。学年毎にみると、小学 2 年生と小学 5 年生の面接相談の割合が高くなっていました。相談内容は交友関係の悩みが多く寄せられていましたが、いじめや不登校の相談も寄せられていました。

エ 救済申立て・発意件数

平成 30 年度から継続中の救済申立て案件が 1 件あります。令和元年度に発意し、現在調査中の案件は 1 件です。

オ 令和元年度の相談活動

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、面接が延期になったり、出張相談会が一部中止になったりと、活動の自粛・中止を余儀なくされた部分もありましたが、令和元年度も子どもたちとの関係づくりに重きを置きながら相談活動を行いました。その中で、年々相談延べ件数は増加傾向にあり、加えて、深刻・複雑な相談の増加、継続的な関わりが必要な相談も増えてきているように思います。これからも、子どもたちから「悩みの早期から相談したい」、「乗り越える方法を一緒に考えていきたい」、「また困ったときに相談したい」と思ってもらえるよう、相談に向き合っていきたいと思います。

3 出張相談会

(1) 出張相談会の活動概要

子どもたちからの「学校に来てほしい」「相談できる場所を増やしてほしい」という声に応えるため、平成 27 年度から出張相談会を実施してきました。平成 29 年度からは中学校での実施も行っています。令和元年度は小学校 9 校と中学校 3 校で実施しました（新型コロナウイルス感染拡大の影響により小学校 1 校での実施と、中学校 3 校での 2 月以降の実施は中止となりました）。

① 実施時期

<小学校>令和元年 6 月～令和 2 年 2 月の内、2 日間昼休みに実施。

<中学校>訪問日・時間帯については、学校と協議した上で決定。概ね通年月 1・2 回実施。

② 実施校

<小学校>自由ヶ丘小学校、日の里東小学校、自由ヶ丘南小学校、吉武小学校、河東西小学校、日の里西小学校、玄海東小学校、玄海小学校、東郷小学校の 9 校で実施。

<中学校>河東中学校、自由ヶ丘中学校、玄海中学校の 3 校で実施。

③ 実施内容

<小学校>

○ なんでも相談コーナー

- ・ 相談できる個別ブースを設置し、安心して相談できるよう配慮しています。

○ お手紙相談コーナー

- ・ 相談用のお手紙用紙とポストを置いておき、お手紙でも相談できるようにしています。
- ・ 返事は相談員が書き、渡す方法まで配慮をしながら返信をしました。

○ 遊びコーナー

- ・ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に親しみをもってもらえるよう、けん玉、折り紙、イメージキャラクター「ふくちゃん」のぬり絵などができる場を設定しました。

<中学校>

○ なんでも相談コーナー

- ・ 年齢に伴う相談内容の深刻化・複雑化傾向に対し、なるべく関わりを継続しながら、より丁寧な配慮を行えるよう工夫をしました。

④ 取り組み結果

○ 小学校 9 校合わせて、700 人程度の子どもたちが訪れてくれ、延べ 152 件（面接 84 件、手紙 68 件）の相談がありました。中学校は 3 校合わせて、延べ 30 件の相談がありました。

○ 子どもたちの慣れ親しんだ場所で相談会ができることで、子どもたちの様々な悩みにつながる事ができました。時間が足りずに話せなかった子や、心配が残る子に対しては、後日学校を訪問して面接の場を設けました。子どもからの希望を受けて、学校や関係者と連携しながら対応にあたったケースも多くありました。

○ 実施後、ハッピークローバーへの相談が増え、子どもたちとのつながりをつくるきっかけになりました。加えて、子どもから学校の先生といった周りの人にも相談することが増えましたという話が多くあり、子どもたちの「人に相談する力・頼れる力」を育むこともみえてきました。

(2) 出張相談会の様子

なんでも相談コーナー



お手紙相談コーナー



遊びコーナー
折り紙、けん玉
ぬり絵、かるた等



4 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 心身・性 の悩み	<p>【相談の概要】 ころころがもやもやする、いらいらが止められなくなるのをどうにかしたい。</p> <p>【ハッピークローバーより】 話を聞いていくと、今まで自分の気持ち（特に不快な気持ち）を表現できる機会が少なく、心身や環境の変化をきっかけに、押しとどめてきたものが溢れ出してしまっているようにみえました。支えとして、担任との関係がとても良好なことがあったのですが、好きな先生に迷惑をかけたくないという思いもあり、気持ちを表現することを躊躇してしまう様子もありました。</p> <p>本人とは、もやもや・いらいらのコントロール方法について考えるのと同時に、担任への気持ちの表現の仕方についても話し合いました。本人の了承を得て、担任からも話を聴いたところ、相談員と同じように、ころころの奥にもっと色々なものを抱えていそうな感じを心配してくれていたため、本人が表現しやすい環境、表現できた時に受けとめられる環境と一緒に試行錯誤しています。本人の担任への気持ちの表現が増えていくと同時に、もやもや・いらいらも減少していき、本人からは「ちょっと余裕ができました」という言葉もみられるなど、改善がみられています。</p>
事例② 本人 小学生 交友関係 の悩み 学校生活 の悩み	<p>【相談の概要】 クラスが落ち着かなくて、いつもざわざわしている。どうにかしてほしい。</p> <p>【ハッピークローバーより】 複数の子からこんな相談がありました。本人たちとしては、やんちゃな子や大きな声で注意する子がいて、その子たちが担任の注意を聞かないことや、担任がいない時に盛り上がってしまうことで困っているとのこと。学校との連携についても希望があったため、担任や管理職の先生たちとも対応を考えました。</p> <p>学校と対応について考える中で「やんちゃなことをしたり、大きな声で注意をしたりせずとも子どもたちが注目される場が適切にある環境」「困ったときに頼れる場・人が多い環境」を作っていくことにしました。担任の注目ポイントの変化、経験が多い先生のサポート、管理職の先生の見守り等がある中で、クラスにも落ち着きが見られ始めていました。年度が変わり、新たなクラスになりますが、その後の様子をみていきたいと思います。</p>
事例③ 本人 中学生 交友関係 の悩み 心身の悩 み	<p>【相談の概要】 自分はすぐに悪い方に考えてしまい、失敗したくない、嫌われたくないと、何をするにも躊躇してしまうところがある。こんな自分を変えたい。</p> <p>【ハッピークローバーより】 話を聞いていくと、以前人間関係で傷ついた経験が多く、最悪の事態を想定し、人に合わせることで、傷つくことを回避しているようでした。ただ、自分を変えたいという思いも芽生えており、それは信頼できる人たちとの出会いによるものでした。</p> <p>話の内容として、現在の不安場面への対応方法に始まり、過去の経験の整理、その後、自分をどう変えていくか、何をしていくかといった未来の話が中心になっていきました。相談員は継続的に話を聴き、一緒に考えていただけなのですが、過去の経験の整理ができ始めた辺りから、積極的に行動できることが増え始めます。信頼できる人たちのサポートもあり、姿勢が伸び、顔が上がり、ちょっとしたイメチェンをする様子等がだんだんとみられ始め、「少し明るくなれました」という言葉が出てきた頃には、自信さを感じる表情になりました。自分を変えられたことを一緒に喜び、また何か困ったことがあれば相談してねということで、面接を終結しています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例④ 本人 小学生 学習・進 路の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>出張相談会で相談員と一緒に遊んでから、ときどき電話をくれるようになりました。毎回の電話には、あまり具体的な相談内容は見られませんでした。雑談に応じるうちに「勉強がわからん」「なんでもわからん」などと、本人の困り感が現れるようになりました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>本人も悩みを自覚できていないなかで、まずは気持ちを受け止め、「大丈夫だよ。こういうところがよかったね」「こういう考え方もあるよ」などと語りかけ、関係を継続していきました。</p> <p>その後は、本人と保護者の了解を得て関係機関から情報を伺い、直接的な対応はお任せしつつ、本人から電話があったときには、不安な気持ちに寄り添い、改善しつつある現状を肯定的に捉えるような声かけを続けました。</p> <p>学年が変わるころには、関係機関の対応もあり、本人からも入電の際に「こんなことができるようになったよ」「友だちがたくさんおるよ」といった明るい内容が聞かれるようになりました。今後も進級で環境の変化が生じた際など、本人が必要としてくれる場合には、関わりを続けていこうと思います。</p>
事例⑤ 本人 中学生 交友関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>匿名で電話があり、「友だちにうまく自分の気持ちを伝えることができない。自分に自信がない。」と泣きながら話してくれました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>本人のペースに合わせて、ゆっくりお話を聞きました。友だちは活発な性格のようでしたが、人の気持ちに敏感な本人からすると、何気ない言葉ひとつひとつに傷ついてしまい、次第に自分の本心を出せなくなってしまったようでした。そのことで、「うまく話せない自分がダメなんだ」「自分が弱いんだ」と自信をなくしている様子が、言葉の端々から感じられました。</p> <p>あなたはあなたの感じた気持ちを大切にしてほしいこと、嫌なときにそれを伝えることは大切だけど、それにはとても勇気がいるので、いまは少し距離を置いてもいいのでは、ということをお話しました。話しているうちに涙は止まり、少し雑談をすることもできました。その後は、もし友だちに話せそうだったらということで、気まづくならないような伝え方を一緒に考えています。またつらくなったら話そうね、と電話を終えています。</p>
事例⑥ 保護者 小学生 交友関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>匿名で入電し、「低学年の子どもが、登下校中に嫌がらせを受けている。担任に相談したいが、こんなことで電話していいのかと迷っている。」と相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>詳しくお話を聞くと、相手の子どもも同じクラスで、登下校の際に本人を残して走り去ることや、傷つくような言葉を使うが続いているということでした。当初は相談者も「子どものことだから」と見守っていましたが、だんだんと行為が酷くなっているように感じ、「このままでいいのだろうか」と不安に思っておられました。しかし、相手の保護者とは面識がなく、また暴力や金品被害でもないので、担任に相談することを迷っていました。</p> <p>同じクラスということで、担任がクラス内で把握している状況があることも考えられたため、まずはその点を担任にお尋ねして、一緒に見守ってもらうという方法を提案しました。相談者からは、「モンスターペアレントと言われそうで迷っていましたが、そういう協力の求め方もありますね。子どもに必要なことなので相談してみます。」と返答がありました。</p>

(2) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月12日(金) 13:30~15:50	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度活動報告書について 平成31年度アンケートについて 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書の構成を変更 平成31年度アンケート実施を決定
2	4月26日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 広報・啓発活動（イベント参加・子どもの権利の日に係る取組み）について 平成30年度活動報告書について 平成31年度アンケートについて 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民図書館で「子どもの権利」に関する特集展示を検討 アンケート時期、内容を見直す
3	5月17日(金) 15:00~17:10	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度救済委員会議の運営について 令和元年度代表救済委員の選定について 平成30年度活動報告書について 令和元年度アンケート実施について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 救済委員会議の運営と実施事業について確認 代表救済委員を小坂委員に決定 アンケート実施を11月に予定
4	5月31日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度アンケート内容について 平成30年度活動報告書について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの質問項目を検討 活動報告書原稿を決定
5	6月14日(金) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度アンケート内容について 相談活動全般について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの質問項目・回答欄を検討 相談活動における課題を整理・検討
6	6月28日(金) 13:30~15:50	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 平成30年度活動報告書の配布先について 令和元年度の市長報告について 自由ヶ丘小学校出張相談会実施報告 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の活動報告書配布先を決定 市長報告の日程を決定
7	7月5日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度市長への活動報告 令和元年度アンケート内容について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市長への活動報告を実施 アンケート用紙、啓発チラシの内容を決定
8	7月26日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 事例検討 当機関の方針等について 令和元年度アンケートの実施について 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関との連携について検討 アンケートの実施方法を決定
9	8月16日(金) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 当機関の方針等について 令和元年度アンケートの実施について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関との連携について検討
10	8月23日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 事例検討 出張相談会における後日面談について ホームページ掲載内容について 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会の「おてがみそうだん」について、面談希望を尋ねる質問がわかりやすいように様式を変更 今後ホームページの構成から再検討する
11	9月13日(金) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 個別案件への対応方針を決定
12	10月8日(火) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 「子どもの権利に関する講演会」について 自治体職員向け月刊誌の執筆依頼について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する講演会でハッピークローバーの紹介を行う 執筆の受諾を決定

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
13	10月25日(金) 13:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・「子どもの権利に関する講演会」について ・市民図書館における「子どもの権利」に関する特集展示について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館展示の掲示物、選定図書を確認
14	11月8日(金) 13:30~16:10	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件への対応方針を決定
15	11月22日(金) 13:30~16:50	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・「子どもの権利に関する講演会」来場者アンケートの結果について ・雑誌の執筆依頼について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者アンケートにおける当機関へのご意見を確認 ・執筆依頼に係る原稿を決定
16	12月13日(金) 13:30~15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件への対応方針を決定
17	12月27日(金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・市民図書館における特集展示の実施報告 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度も図書館展示を実施することを決定 ・個別案件への対応方針を決定
18	1月6日(月) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・「はびくろ通信」vol.13について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はびくろ通信」vol.13に「宗像市子ども・子育て支援事業計画(案)」に関するパブリック・コメント募集を掲載する
19	1月20日(月) 13:30~16:20	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・事例検討 ・子ども参加について ・福祉雑誌の取材依頼について 	<ul style="list-style-type: none"> ・当機関への子ども参加について、今後具体的な方策を検討 ・取材依頼の受諾を決定
20	2月3日(月) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・中学校における出張相談会の実施について ・全国自治体シンポジウム 2019 立川への参加について 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校で出張相談会を実施する際の課題を整理し、今後のあり方を検討
21	2月21日(金) 13:30~16:15	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・令和元年度アンケート調査結果について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について確認
22	3月13日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る救済会議開催可否の判断について ・令和元年度アンケート調査結果について ・令和元年度の総括と課題について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果に係る報告書を決定 ・令和元年度の活動全般における総括を実施
23	3月26日(木) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課活動報告 ・「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリック・コメントの実施結果、及び同計画の決定について ・令和元年度の活動報告書について ・令和元年度の総括と課題について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果を確認 ・活動報告書の構成を決定 ・令和元年度の活動全般における総括を実施

5 広報・啓発活動

(1) 広報・啓発の活動概要

令和元年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもの権利救済・回復活動を始めて7年目の年でした。子どもの権利を知ってもらい、ハッピークローバーを身近に感じてもらうため、小・中・高校生や保護者、教育関係者に向けて、広報・啓発活動を行いました。

今年度も「はびくろ通信」に日常で使える内容（遊びやストレスマネジメント）を増やしたり、啓発に体験的な内容を入れたり、子どもたちのところに届く広報・啓発の方法について考えながら活動しました。

項目	実施時期	対象等	備考
配布			
リーフレット	4-6月	市内の小・中学校、宗像高等学校・東海大付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約11000部）
カード	4-6月		
はびくろ通信 第12号	9月		出張相談会の紹介
はびくろ通信 第13号	1月		宗像市子どもまつりの展示について
はびくろ通信 特別号	3月	市内の中学校を卒業する子どもたち	
クリアファイル			
校内啓発活動			
小・中学校での全校生徒へ向けての啓発活動	随時	市内の小・中学校	啓発内容を一部変更
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	11-12月	市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生	小学5年生885人、中学2年生783人、計1668人
イベント参加			
全国自治体シンポジウム2019立川（分野別実践交流会議）に参加	1月	全国の自治体や専門家、市民等	
宗像市子どもまつりでの掲示	11月	市民等	広報・啓発と“きせかえふくちゃん”の展示
その他の活動			
視察受け入れ	随時	議員や自治体等	宗像市の子ども基本条例、子どもの権利救済機関について説明
ホームページ	随時	市民等	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動や情報について掲載
子どもの権利に関する講演会の一部での活動報告	11月	市民等	子どもの権利救済機関の活動について報告

(2) リーフレット・カードの配布

新年度初めの4月から6月までの期間に、宗像市内の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校、宗像中学校・宗像高等学校、東海大学附属福岡高等学校を訪問し、リーフレット及びカードの配布を依頼しました。

リーフレットは、平成28年度からのデザインを継続して使用しました。

カードは、平成30年度に変更した、イメージキャラクター「ふくちゃん」を採用したデザインを使用しました。大きさは、小学生の子どもたちが名札の中（裏側）に入れられるサイズとなっており、困ったときにはそれを見て、いつでも連絡できるようにしています。

配布リーフレット

配布カード

(3) 小・中学校での啓発活動

① 啓発用の説明資料の作成

子どもの権利と、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について理解してもらうために、小・中学生に向けた説明資料（パワーポイント）を一部変更して使用しました。



令和元年度 小学生向け啓発スライド（一部抜粋）

② 小・中学校児童生徒への啓発活動

上記の説明資料を用いて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、啓発活動を実施しました。

5月16日（木）の大島学園での実施を始め、始業式や終業式、生徒総会、人権集会といった全校児童生徒が集まる時間を活用し、宗像市内の小学校7校、中学校3校、義務教育学校1校で啓発活動を行いました。学校の協力もあり、今年度も早い時期に啓発活動を行うことができました。

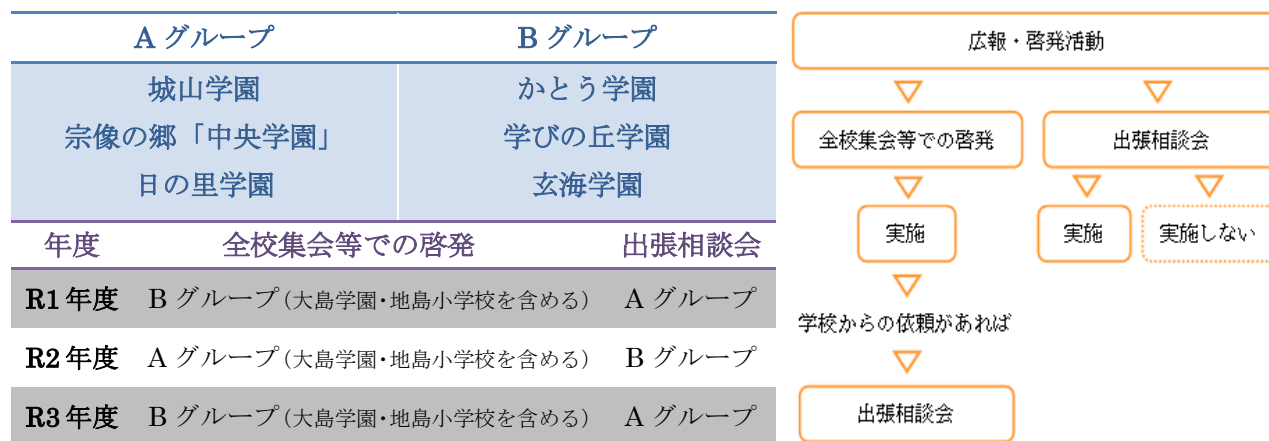
今年度は、学年毎の啓発を希望された学校があったこともあり、さらに体験的な内容を取り入れながら、より一層子どもたちのところに届く啓発を目指して活動を行いました。



③ 啓発スケジュール

平成 29 年度から、宗像市の全小中学校の理解と協力のもと、全校集会等で啓発を行う学校と、出張相談会による啓発を行う学校に分けて啓発を行っています。方法については以下の通りです。

- ・ 宗像市内の学園（中学校区）を 2 つのグループに分ける。隔年で、全校集会等での啓発と出張相談会を交互に行う（大島学園および地島小学校では、毎年全校集会等での啓発を実施）。
- ・ 出張相談会の実施については、学校の希望を優先し、全校集会等での啓発を行うグループの学校であっても、希望がある場合には出張相談会の実施を検討する。



宗像市子ども相談センター びなたか子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news 通信

vol. 13
2020年1月

新しい年になりましたね!

明けましておめでとうございます。今年はずいぶんですね。今年もみなさんに、たくさんいいことがありますように。もしも、なにかこまったことがあった時には、友だち・家族・学校の先生・ハッピークローバーなど、まわりの人に、お話しや相談をしてみてくださいね。

イメージキャラクター ふくちゃん

子どもまつり

11月4日(日)に、宗像コリックスで子どもまつりが行われました。ハッピークローバーは、みなさんに相談会でかいてもらった「ふくちゃんめがね」をかざりました。かいてくれたみなさん、ありがとうございました。

こんな相談ができます

ハッピークローバーへは、こんな相談ができますよ!というのをこし紹介します。

- 友だちと仲良くなる方法が知りたい。
- 兄弟とケンカが絶えないため、ケンカを減らす方法を考えたい。
- 学校の勉強など、こままっていることがある。などなど

そのほか、どんな相談でもいっしょに考えたいと思うので、こままっていることがある時は、下の相談先まで、気軽に相談してください。

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談できる時間 月～金曜日 朝10時～夕方6時30分まで

★ ハッピークローバーの場所 〒811-3492 びなたか市東郷1-1-1 (びなたか市役所、西館1階)

☎ 電話相談 0120-968-487 → 電話しても、お金はかかりません。(保護者の方はこちら0940-36-9094)

☎ 来て相談 びなたか市役所まで来てくれるか、お電話をくれたら、学校やコンビニなどへ会いに行くこともできます。

☎ 手紙で相談 『ハッピークローバーの場所』まで、お手紙をおくってね。お返事を書こう!

「はぴくろ通信」第13号(小学3-6年生版)

新春ふくわらい

みんなであっていい年!!

- ① 上の顔のパーツを、きりとりよう。
- ② 目をつぶりながら、きりとったパーツを、下の顔のところに置いてみてね。
- ③ おけた!と思ったら、目をあけてみて、じょうずにおけた?へんな顔になってない? 友だちやかぞくといっしょにすると、さらにおもしろい!

宗像市子ども相談センター びなたか子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news 通信

vol. 13
2020年1月

新年あけましておめでとうございます

新しい年になると、新鮮な気持ちになりますね。今年もみなさんにとって、素敵な1年になりますように。

水の入ったコップ?

ここではよく、水の入ったコップが例えられます。コップが「その人らしさ」。水が「気持ちや感情」という感じ。普段は普通の水が入っている状態ですが、大きなことや気持ちがかんくことが重なると、水の量があふれてしまったり、水が溢れて水がこぼれてしまう。すると、溢れがたり、いろいろなしり、元気がなくなったりとなってしまいます。

対応策としては

- ① 他人に話したり、好きなことをしたりと、何らかの方法で発散する方法(水を外に出す)
- ② 他人と一緒に考えたり、話を聞いてもらったりしながら、気持ちや感情を整理する方法(水面を穏やかに)
- ③ 落ちている時に「自分はこう思うことで、感情が動きやすいんだな」「こうすれば、落ちるよ」などと、自分らしきを知っておく方法(コップの形を知っておく)といった方法があります。

みなさんのまわりには友だち・家族・先生など、相談できて、支えくれる人がたくさんいますが、ハッピークローバーもみなさんを支えるお手伝いしたいと思っています。

相談がどのような流れになるのか、関係のAさんの相談例を上の①②③から始めて載せます。相談したいことがあるときは、下ににある相談方法で、気軽に相談してくださいね。

宗像の相談例: Aさんからの相談

「この前、友だちからこんなこと言われて、ほんとにいやだった。それを他の友だちには言いたくないって」

「ほんとにいやだったことを、1人で抱えていると、ずっと考えていららないうちやうな」

「そう、だから最近ずっといららしてって、だってこの前、こんなことも言ってきた! (泣いいらの涙)」

「だから、友だちに、私はこう思うって気持ちを伝えたいけど、なかなか勇気が出なくてやもやもしてる」

「特にどんな気持ちを伝えたい? どう伝えればうまくいんだろ?」

「いやばり、こんなこと言われたら、傷つくって伝えたいんだ。LINEとかじゃ無理いそれそだから、今度言われた時、そんなこと言われたら傷つくって、まっすぐ伝えてみる(②気持ちを伝える手順)」

「Aさんって、～みたいなことを言われると、いやになりやすいんだ。そして、なかなかそれを言えずに我慢してしまってる、いららもやもやしやしいかな?」

「そうなんです。友だちと話したり、腹たたりすれば、大体すっきりするんですけど、今年も、もう少し自分の気持ちを伝えられるようにしたいな(③自分らしさの整理)」

★ 自分らしさ(コップの形)というのには、自分らしさや感情によって、どんな風な気持ちになりますか? ☆ みなさんに勇気を出して話しかけてほしいです!

★ 実行時間 月～金曜日 朝10時～夕方6時30分まで

★ 場所 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号(宗像市役所東郷1階)

☎ 電話で相談 0120-968-487 (通話料はかかりません)

保護者の方はこちら0940-36-9094

☎ 来て相談 宗像市役所へ行き、電話をくれたらコンビニへ行くこともできます

☎ 手紙相談 上の住所までお手紙を送ってください! お返事を書きます

☎ FAX 相談 0940-37-3046まで、FAXを送ってください

「はぴくろ通信」第13号(中学・高校生版)

宗像市子ども相談センター びなたか子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news 通信

vol. 13
2020年1月

リラクゼーションの紹介

やる気なさい! (楽しいとき)

勉強や相談のついでや寝る前、気分が落ちているときなど、気分を元気づける方法です。是非試してみてください。

1. 手を肘より高くかかえ、大きく振りまわす
2. 1歩踏み出し、振りまわす。お尻の骨が地面に当たらない程度(振りまわす)
3. 3秒ほど、お尻の骨が地面に当たらない程度(振りまわす)
4. 再びお尻の骨が地面に当たらない程度、一歩ずつくっつけて繰り返す
5. このとき、1分間の振りまわすから、それを繰り返すために、「ネーヨー(ネーヨー)3回
6. これで、やる気なさいです!

リラックス呼吸! (疲れをとりたいとき)

おんなじくこころが少しおぼれたり、少し疲れをとりたい時にも有効です。ゆっくり呼吸をする、身体が楽になるので、やる気なさい!の準備から試してみてください。

1. 目をこぼす
2. 2秒の「E. F. G. H. I」と数えながら息を吐いて、15.6.7.8.9.10と数えながら息を吸います。
3. 7.8.9.10の「E. F. G. H. I」を繰り返す
4. 1分間くらいすると、身体が楽になります。ほかの呼吸法も試してみてください。

中学生のみなさんからの意見求む!
(宗像市からのお知らせ)

宗像市では、「子どもにやさしい」づくりを推進しており、現在、「子どもの健やかな成長が守られるよびなたか」を基本理念とした子どもに関する計画(第2期宗像市子ども・子育て支援計画)を策定中です。この計画(案)に対するみなさんの意見を募集します(フリック・コメント)といっています。「に話しかけることなど是非を添えてください。みなさんの意見が参考に、ぜひお願いいたします。

意見は、宗像市(必)所に送るメール、FAX、郵送でもOKです。市、市のホームページ(トップページ) > 市民情報 > フリック・コメント > 募集の案内 > 第2期宗像市子ども・子育て支援計画(案)からも送付できます。意見を提出の際は、必ず住所、氏名、電話番号を記載してください。(2月7日締め切り)

第2期宗像市子ども・子育て支援計画(案)は、「目的、各期」5ユニティ・センター、メイト会館、宗像市リックス、市立 ムベ ジョホールです。

〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 宗像市子ども支援課 第2期宗像市子ども・子育て支援計画(案)係
TEL 0940-37-3046
メール k-kusel@city.munakata.fukuoka.jp


はびくろ
 happy clover news


特別号
2013年3月号


卒業おめでとうございます


ご卒業おめでとうございます。
 新しい立立ちの時、未来への夢と希望がいっぱいなのではないでしょうか。
 これからも、みなさんの未来が輝いたものであることを願っています。

ハッピークローバーは
これからもあなたを応援します

これから先、嬉しいことも、かなしいことも、たくさんあると思います。ただ、どんな時も、みなさんのまわりには友だちや家族、先生といった寄り添ってくれる人がいることを忘れないでください。嬉しい時には喜びを共有し、かなしい時にはそっと話を聞いてくれる、そんな存在が誰にでも必要です。

わなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」も、みなさんのそんな存在のひとつになればと思っています。これからも気軽に相談してくださいね。



みなさんに“福”をお届けします！！



わなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
☎ 0120-968-487
受付時間 4:30~19:30
月～金 10:00～18:30
※ 電話代はかかりません

〒811-3492
宗像市東郷一丁目1番1号
(市役所西館1階 子ども相談センター内)
FAX 番号：0940-37-3046
宗像市公式ホームページ
http://www.city.munakata.lg.jp


はびくろ質問コーナー


〇宗像市子ども基本条例って？
 宗像市には「宗像市子ども基本条例」というものがあり、これはみなさんが健やかに成長できる環境を整え、守っていくためのものです。

〇子どもの権利って？
 安心して生きる権利 …… 命が守られ、みんなの愛情と理解の中で育つ権利
 自分らしく生きる権利 …… 個性が大切にされ、自分で考え、判断し、行動できる権利
 豊かに育つ権利 …… 学んだり、遊んだり、社会のルールを教えてもらえる権利
 意見を表明する権利 …… 自分の気持ちや考えを表現し、尊重される権利
 宗像市子ども基本条例の中で、みなさんは生まれながら、これら4つの子どもの権利を持ち、その権利が守られる必要があるとされています。

〇みなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」って？
 子どもの権利が守られていない時、相談できる場所がハッピークローバーです。“権利が守られていない時”と聞くと、どんな時に相談すればいいのか迷うと思いますが、友だちのこと、家族のこと、学校のこと、自分のことなど、基本的にどんな相談でも聞いてくれるので、迷っている時は相談してくださいね。

〇相談したら何をしてくれるの？
 相談をしてくれた人の気持ちに寄り添う方法をお伝えします。
 この場が相談を受けての場です。

〇はびくろに相談したい時は？
 相談方法は4つ（電話、面談、手紙、FAX）です。番号と住所は、おまてに書いてあります。直接話したい人は、市役所に来てくれるか、電話で伝えてくれれば、こちらから出向いていくこともできます。

相談を受ける際の流れ

相談を受ける
 電話、面談、手紙、FAXのいずれかでお申し込みください。

相談を受ける
 相談内容を確認し、必要に応じて調査を行います。

相談を受ける
 相談内容を確認し、必要に応じて調査を行います。

相談を受ける
 相談内容を確認し、必要に応じて調査を行います。

「はびくろ通信」特別号



中学校卒業記念品「クリアファイル」

(5) 「宗像市子どもの権利の日」に関する活動

① 子どもまつりでの展示

宗像市では、11月20日を「子どもの権利の日」と定めており、その前後に、学校や関係機関等で様々な取り組みが行われます。その1つに「宗像市子どもまつり」があり、今年度は11月3日（日）に開催されました。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、子どもの権利についての掲示と共に、出張相談会の中で、子どもたちが描いてくれたイメージキャラクター「ふくちゃん」のぬり絵を展示し、広報・啓発活動を行いました。



② 宗像市民図書館における「宗像市子どもの権利の日」の特集展示（子ども育成課と共同で実施）

令和元年11月1日～30日までの間、宗像市民図書館（中央館）において、当相談室の活動内容や、「宗像市子どもの権利の日」「子どもの権利に関する講演会」の案内ポスターを掲示すると共に、関連資料の展示・貸し出しを行いました。

展示した資料は「子どもの権利」に関するものだけでなく、図書館のご協力を得て、子どもたちが広く興味を持ち、啓発に繋がるような図書を選定してもらいました。

(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

当相談室では平成26年度以降、5年間にわたって宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象としたアンケート調査を実施してきました。平成26年度には50～60%台だった「子どもの権利」に関する認知率は、平成30年度には総じて80～90%台に至っており、また当相談室を「知っている」と答えてくれた子どもも、全体の82.7%から93.7%へと高い水準で推移しています。

令和元年度は、これまでの活動で「子どもの権利」や相談室の存在が子どもたちへ浸透してきた経緯を踏まえて、主に認知率を測るアンケート内容から、より子どもの声を拾い上げる内容へと変更しました。アンケートの集計結果は、本報告書の巻末資料（pp.39-42）、及び、宗像市公式サイト内で概要を公開しています。

実施時期	令和元年11月5日（火）～12月24日（火）
対象者	宗像市内の小学校・義務教育学校5年生885人 中学校・義務教育学校2年生783人

(7) 活動報告会

宗像市子ども育成課主催の「令和元年度子どもの権利に関する講演会」の中で、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動について報告をしました。

日 時 令和元年 11 月 16 日（土）10：00～12：00
会 場 メイトム宗像 多目的ホール
内 容 第 1 部 講演「子どもの居場所ってどこ！？」～西鉄高速バスジャック事件から～
講師 山口由美子氏 親の会「ほっとケーキ」代表
第 2 部 活動報告 子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について
報告者 子どもの権利相談員 中川誠也

(8) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川への参加

1 月に開催された「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川に参加し、他の千
自治体と意見交換や情報共有を行いました。子どもの権利救済委員 1 名、子どもの権利相談員 1 名が
参加。子ども育成課職員 1 名が分野別実践交流会議（⑥子ども条例）にて報告。

日 時 令和 2 年 1 年 25 日（土）26 日（日）
会 場 立川市役所、女性総合センター・アイム
内 容 1 日目 「子どもの相談・救済に関する関係者会議」
2 日目 分野別実践交流会議
①子どもの相談・救済 ②子どもの虐待防止 ③子どもの居場所 ④子ども参加
⑤子ども計画 ⑥子ども条例 ⑦子ども・若者の自立支援とネットワーク

6 令和元年度の総括と令和2年度に向けて

(1) 令和元年度の総括

① 相談活動について

ア 相談件数

- 令和元年度は実件数 182 件、延べ件数 638 件であり、平成 30 年度の件数（実件数 205 件、延べ件数 626 件）と比較すると、実件数が 23 件減少し、延べ件数が 12 件増加しています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、年度末に出張相談会や学校での面接の自粛・中止といった影響が出たことが、実件数の減少につながっていると考えられます。
- 令和元年度も、子どもたちからの相談に対して、より丁寧な、継続した関わりを行うことに力を入れています。相談が一旦終了した後、他の悩みが生じた時や、もう少し深い部分の悩みについて話したくなった時に、再度相談をしてくれる子が増えています。また、子どもたちのまわりにいる人たちと、子どもの希望の範囲内で、連携をとりながら対応にあたるケースも増えており、これらのことが、延べ件数の増加につながっています。

② 出張相談会について

ア 実施校数・相談件数・後日相談

- 令和元年度は、小学校 9 校・中学校 3 校で実施をしました（小学校 10 校での実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、小学校 1 校での実施が中止になりました）。実施時期は、小学校は 6 月に 1 校、8 月に 1 校、10 月に 2 校、11 月に 2 校、12 月に 1 校、1 月に 1 校、2 月に 1 校行い、中学校は各校概ね月に 1・2 回行いました。
- 出張相談会での相談件数は、小学校で実件数 101 件（面接 40 件、手紙 61 件）延べ件数 152 件（面接 84 件、手紙 68 件）、中学校で実件数 4 件、面接 30 件でした。
- 出張相談会中に時間が足りず、相談が聞けなかったときや、相談後も心配な点が残りに、子どもからの希望があったときは、後日学校を訪問して面接を実施しました。

イ 出張相談会の効果

- 子どもたちが慣れ親しんだ学校での実施、遊びコーナーの併設等の影響から、割に問題早期の悩みにつながるきっかけとなることができました。そこから、なるべく心配が残らなくなるまで丁寧に継続的に関わり、子どもからの希望を受けて学校や関係者との連携を行っていくことで、問題が小さい内からの早期介入、子どもが抱え込んでいる大きな問題の早期発見が可能になったことが、出張相談会の効果だと思われます。
- 出張相談会后、ハッピークローバーへの相談のみならず、子どもたちのまわりにいる学校や関係者といった人たちへも相談する機会が増えたという話が、子どもたちから寄せられています。出張相談会で一緒に悩みを乗り越える経験を重ねることで、また、まわりにいる人たちはどう手伝いをしてもらうのかを一緒に考えることで、子どもたちの「人に相談する力・頼れる力」を育むことができる。これも出張相談会の効果だと思われます。

ウ 中学校での出張相談会

- ・ 平成 29 年度から中学校でも出張相談会を開始し、令和元年度は 3 年目の実施で、実件数 4 件

延べ件数 30 件の相談がありました。中学生という発達段階に伴う相談内容の深刻化・複雑化傾向に対し、なるべく関わりを継続しながら、より丁寧な配慮を行えるよう工夫をしました。

③ 広報・啓発活動について

ア 広報活動

- 宗像市内の小学校 14 校、中学校 6 校、義務教育学校 1 校に加え、県立中学校 1 校と県立高等学校 1 校、私立高等学校 1 校にリーフレットとカードを配布しました。
- 年に 2 回、「はぴくろ通信」(vol.12・13)を発行し、同様に配布しました。「はぴくろ通信」については、年代別に『小学 1・2 年生版』『小学 3-6 年生版』『中学・高校生版』に分けて発行しました。
- 中学校を卒業する子どもたちへ「はぴくろ通信」の特別号と、「ハッピークローバー」の電話番号が記載されているクリアファイルを記念品として配布しました。

イ 啓発活動

- 学校からの協力を得て、全校朝礼や全校集会など、全校生徒が集まる時間を活用し、子どもの権利や子ども基本条例について、啓発活動を行いました。子どもたちのこころに残る啓発を目指し、体験型の活動を積極的に取り入れながら啓発活動を行いました。

④ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査

ア アンケート内容の変更

- 平成 26 年度以降 5 年間実施してきたアンケート内容を見直し、より子どもの声を拾える内容に変更しました。また、実施に併せて配布する、当相談室を紹介するチラシも作成しました。

イ 調査結果の概要について（詳細は巻末資料〇ページを参照してください。）

- 全体の 92.1%の子どもが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、依然として高い認知率となっています。近年若干の低下が見られますが、特定の子どもではなく「全体への周知」という点においては、今後も積極的に啓発活動を実施していく重要性を感じています。
- 「ハッピークローバーに相談してみようと思いますか？」という質問には、全体で 54.0%の子どもが「思う」と回答しており、平成 30 年度の 32.1%よりも大きく増加していました。
- 実際に相談した子どもの相談方法として、小 5 では「ハッピークローバーが学校に来たとき」、中 2 では「電話相談」が最多でした。また、相談した際の感想では、「とてもよかった／まあまあよかった」が小 5 で約 8 割、中 2 で約 6 割、「あまりよくなかった／よくなかった」が小 5 で約 1 割、中 2 で約 2 割となっていました。年齢が上がるにつれて、より匿名性が高い相談方法を選んでいること、また相談内容が複雑となり、本人が納得できる解決まで導くことの難しさが読み取れました。

⑤ イベントの開催

- 令和元年度には、子どもの権利に関する講演会の一部の時間を頂き、宗像市子どもの権利救済機関の活動報告を行いました。また、宗像市子どもまつりでのイベントの開催を検討するため、事前の会議と子どもまつり当日に参加をしました。

(2) 令和2年度に向けて

令和2年度は、相談者と直接会っての相談・調整活動、出張相談会、学校を通じての広報活動、全校集会等での啓発活動など、社会情勢上、実施が困難もしくは実施方法に検討が必要な活動が多く出てくることが想定されますが、子どもたちの最善の利益のため、できる限りの活動をしていきたいと思っています。

① 相談・調整活動

ア 活動について

- 社会情勢上、しばらくは面接相談、学校を訪問しての相談がむずかしくなるものと思われます。ただ、現在の情勢にあって、不安や悩みを抱える子は多いと思われます。相談できる場所があること、面接以外の相談方法（電話相談、手紙相談、FAX相談）の周知を進めていきます。
- 昨年度から継続している面接については、相談者の安全を一番に考え、社会情勢を鑑みつつ、相談方法について検討をしていきます。

② 出張相談会について

ア 出張相談会の実施

- 子どもたちの慣れ親しんだ場所で出張相談会を実施することで、問題が小さい内からの早期介入、大きな問題の早期発見を可能としてきました。相談会が契機となり、継続的な相談や、子どもの希望を受けての連携につながった事例も多くあります。ただ、令和2年度は社会情勢上、たくさん子どもたちが集まる出張相談会の実施は困難だと思われます。お手紙相談ポストの配置、少し気持ちが明るくなる遊びの提案など、出張相談会の要素を使った、子どもたちのこころの安定につながる活動を検討していきます。

③ 広報・啓発活動について

ア 広報活動

- リーフレット・カードの配布、「はぴくろ通信」の配布など、学校に協力をお願いしている部分が多く、学校再開の目途が立たない限り、多くの広報の実施が困難な状況です。学校の状況をみつつ、市役所ホームページでの広報やポスターの掲示など、他の広報の実施方法について検討をしていきます。
- 情勢の見通しが立たず、子どもたちにも疲れが見え始めています。活動が制限される中で、子どもたちは色々なことを経験しづらい情勢にあります。ストレスマネジメントやリラクゼーションの紹介といった「ほっとできる広報」と共に、遊び・本・今できることの紹介といった「経験を補足できる広報」等、広報の内容について検討をしていきます。

イ 啓発活動

- 例年、全校集会等での啓発を行ってきましたが、令和2年度は子どもたちが多く集まる場での啓発の実施は困難だと思われます。情勢の状況をみながら、相談室の紹介や子どもの権利の周知方法について、検討をしていきます。

④ アンケートについて

ア アンケートの実施

- 令和元年度、アンケートの内容をより子どもの声を拾える内容に変更して実施をしました。令和2年度は情勢の状況も鑑みながら、実施の方法を検討していきます。

⑤ イベントの開催について

ア 子どもまつりでのイベント

- 令和元年度に参加したことで、子どもまつりには子どもや家族、地域の方々が多数参加をされており、相談室の紹介や子どもの権利の周知に、とても良い機会であることがみえてきました。社会情勢の状況によりますが、子どもたちが楽しみながら相談室や子どもの権利について知ることができる、子どもまつりでのイベント実施について検討をしていきます。

イ その他のイベントへの参加

- 社会情勢によりますが、市民の方々に、子どもの権利や子どもの権利救済機関の活動を知ってもらい、共に「子どもにやさしいまち」を創っていくための活動を検討していきます。

これからの救済機関の取り組みについて

宗像市子どもの権利救済委員
市川 雅美

今年度の終盤は、新型コロナウイルス感染予防のため、小学校、中学校、高校などが休校となり、これまで当たり前とされてきたこと（授業、学童保育、終業式、卒業式など）が中止や変更を余儀なくされました。私としても人生初めての経験ですが、子どもたちはどのように受けとめているのでしょうか。子どもたちをサポートする我々の活動にも困難さが生じましたが、子どもの権利救済機関として、私たちは子どもたちの未来に向けた新たな取り組みを考えていかねばなりません。

子どもたちが持つ権利のために活動を続ける人権活動家の 1 人に、マララ・ユスフザイさんという方がいます。彼女は、武力勢力の弾圧にも屈することなく、子どもたち、とくに少女の教育権と教育の大切さを主張する活動を続けています。

2013 年には国連本部でのスピーチを行い、国連は命がけで子どもたちの権利を訴え続ける彼女の勇気と行動を称え、彼女の誕生日、7 月 12 日を「マララ・デー」と決めました。なんと 2014 年には最年少でノーベル平和賞も受賞しています。そして、子どもたちが教育を受ける権利を守るための活動の輪は広がり、今もなお、世界中で活動が展開されています。

彼女の活動を知るほど、子どもたちの未来に向けた取り組みには、子どもたち自身、そして、子どもを支える大人の方々の心を動かし、一緒に活動の輪を広げていくことの大切さを感じます。宗像市においても、平成 25 年に子どもの権利救済機関が設置されて以来、リーフレット・カードの配布、子どもたちへの啓発、市民に向けての活動報告会の実施など、我々の活動を理解してもらうために、様々な取り組みを行ってきました。

子どもたちの当相談室への認知率は毎年 90 パーセントを超え、子どもからの相談は年々増加しており、とても嬉しく思っているところです。ただ、子どもを支える保護者や地域の大人たちへの周知は十分でないところが多く、そこをどのように推し進めていくのかについては、今後も検討していく必要を感じています。

新型コロナウイルス感染拡大による影響が各所に広がっており、これまで以上に、子どもに関わるすべての人が、地域全体で子どもを守り、支えていく必要があります。子どもたちの声に耳を傾け、子どもの意見と向き合い、子どもの権利を守っていくためにも、地域全体に活動の輪を広げていけるような取り組みを考えていきたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。宗像市が唱える「子どもにやさしいまち」という考え、子どもの視点に立ったまちづくりが、希望に満ちた宗像市を実現していくことを願っています。

むなかた市の子どものみなさんへ

宗像市子どもの権利救済委員
栄留 里美



こんにちは！2019年、子どもの権利救済員（けんりきゅうさいいん）になった、栄留里美（えいどめさとみ）です。2019年の5月から委員になりました。自己紹介（じこしょうかい）とメッセージをかきます！

Q「ふだんってなにしているひと？」「しゅみは？」

私はふだん、大分大学で子どものけんりとか、しせつでくらすこどもたちことをけんきゅうしています。しゅみは おわらいをみるのが だい好きで、ずっとサンドウィッチマンをおうえんしています。あとは、ドッチボールは ながるのはへただけど、にげるのがとくいです！

Q「子どものけんりってなんですか？」

国連子どもの権利条約ってしていますか？もう1989年にできたんだよ。「生きるけんり」、ぼうりょくから「守られるけんり」、学校に行ったりともだちと遊んだりして「学ぶけんり」、そして子どもにかかわることについて「さんかするけんり」があるね。

私は「さんかするけんり」を研究しています。おとながぜんぶきみのためになって、あなたのきぼうをきかずに きめることはない？ 子どもにも言うけんりがあるし、おとなはそれをちゃんとそれをきいて、いっしょに考えないといけないんだ。あなたはあなたの人生の主演。さんかするけんりが たいせつにされるむかなかた市になってほしいです。

Q「子どもの権利救済員ってなんですか？」

さっきかいたみたい「子どものけんり」は きみはたいせつにされている？
もしいせつにされていない、いやなきもちになった たすけてほしい
っておもったら、そうだんできるよ。わたしたち委員は月に2回しやくしょに行つてそ
うだんいんさんの こまっていることを きいたり 私たちもそうだんにのるよ。
子どものけんりについて、ちゃんと守っていない学校とか ほうくえんとかがあったら、
調査（ちょうさ）をして守ってもらえるように言うこともできるよ。

Qメッセージ～これからよろしくおねがいします。

ハッピークローバーみたいな子どもの権利救済機関（きかん）は日本に34か所。それがむなかた市にあって、子どもたちからの相談も多い。すばらしいきかんだと思っています。ただ、中学生高校生のでんわが少ないとか、かだいもあります。どうしたら子どもにとってよいハピクロになるか、子どもたちにおしえてもらうことがひつようですね。こうしたら いいというのをぜひおしえてください。よろしくおねがいします。

令和元年度 むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」についてのアンケート結果

対象：宗像市内の小学校・義務教育学校5年生885人
中学校・義務教育学校2年生783人

実施期間：令和元年11月5日(火)から12月24日(火)

(質問1)あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	29.3%	70.0%	0.7%
小学5年生	28.6%	70.6%	0.8%
中学2年生	30.1%	69.2%	0.6%

「悩みがある」と答えた子どもが、全体で29.3%(489人)に上りました。悩みの内容は、小学5年生では「友だちのこと」、中学2年生では「勉強のこと」がそれぞれ最多となっており、また「習い事/部活」といった授業時間以外での活動や、次いで「自分のこと」について悩みをもつ子どもも多くみられました。

※「ある」と答えた子へ…どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？(複数回答可)

	友だちのこと	先生のこと	家族のこと	勉強のこと	習い事のこと	自分のこと	その他	無回答
小学5年生	43.1%	7.1%	16.2%	34.0%	22.9%	31.2%	7.1%	0.8%
中学2年生	32.6%	6.8%	15.7%	58.5%	38.1%	36.4%	8.5%	0.0%

(質問2)あなたが悩んだり、困っているとき、だれに相談しますか？(複数回答可)

	親	先生	きょうだい	友だち	その他	無回答
全体	58.9%	21.3%	16.2%	61.9%	8.5%	5.5%
小学5年生	66.8%	27.0%	16.3%	51.8%	8.7%	5.6%
中学2年生	49.9%	14.8%	16.2%	73.3%	8.2%	5.4%

小学5年生は「親」、中学2年生は「友だち」という回答が最も多くみられました。年齢が上がるにつれて「友だち」という存在が、子どもにとってより大きくなることを見受けられます。ただし「その他」欄には、「誰にも相談しない」「相談する人がいない」といった記述もあり、相談自体をしない子どもも潜在的に多くいることが考えられます。

(質問3)むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
全体	92.1%	5.2%	2.6%
小学5年生	91.4%	4.9%	3.7%
中学2年生	92.8%	5.6%	1.4%

全体で9割以上の子どもが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、過去7年間の活動を通じて、広く認知されていることがわかります。ただし、ここ数年は若干の低下も見られていることから、今後も積極的に周知・啓発を続けていきたいと思えます。

(質問4)もし悩みがあるときは、ハッピークローバーに相談してみようと思えますか？

	思う	思わない	無回答
全体	54.0%	44.8%	1.1%
小学5年生	58.2%	40.7%	1.1%
中学2年生	49.2%	49.6%	1.1%

約半数の子どもが「相談してみようと思う」と回答しており、小学5年生では6割近くに上りました。今後は「相談してみよう」と思ってくれた子どもとどのように繋がっていくのか、出張相談会の周知方法などを含めて具体的に検討していきたいと思えます。

※「思わない」と答えた子へ…どういところだったら相談してみたいと思いますか？

記載内容	小5	中2
秘密を守る/信用できる	16	30
安心して相談できる/気軽に相談できる	11	25
優しい/親しみがある	9	8
解決できる	8	7
相談方法について	35 (電話以外/子どもだけで 行ける場所/秘密が守ら れる場所など)	15 (インターネットで相談/ 学校に来てほしい/受 付時間の延長など)
知り合いに相談したい/知らない人に相談したくない	83	98
誰にも相談したくない/自分で解決する	37	43
悩みがないから	12	7
悩みができれば相談したい	21	4
相談することが恥ずかしい/怖い/面倒くさい	15	11
親に知られたくない	9	-
その他	5	7

(質問5)あなたは「ハッピークローバー」に相談したことがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	5.8%	92.2%	2.0%
小学5年生	7.3%	90.7%	1.9%
中学2年生	4.0%	93.9%	2.0%

「相談したことがある」子どもは、小学5年生では7.3% (154人)、中学2年生では4.0%(32人)でした。

「相談したことがある」子どもの相談方法について、小学5年生は「ハッピークローバーが学校に来たとき」(44人)、中学2年生は「電話相談」(家・携帯・公衆電話併せて20人)が最多でした。年齢が上がるにつれて、より匿名性が高い相談方法を選ぶ傾向が見られます。

※「ある」と答えた子へ

①どんな方法で相談しましたか？(複数回答可)

	家の電話	自分の携帯電話	公衆電話	市役所に会いに行ったとき	ハビクロが学校に来たとき	その他	無回答
全体	20.8%	9.4%	6.3%	7.3%	55.2%	4.2%	1.0%
小学5年生	13.8%	9.4%	6.3%	7.3%	67.7%	1.5%	1.5%
中学2年生	35.5%	9.7%	19.4%	6.5%	29.0%	9.7%	0.0%

②相談してみて、どうでしたか？

	とてもよかった	まあまあよかった	どちらでもない	あまりよくなかった	よくなかった	無回答
全体	44.8%	26.0%	13.5%	7.3%	4.2%	3.1%
小学5年生	55.4%	21.5%	9.2%	6.2%	3.1%	3.1%
中学2年生	22.6%	35.5%	22.6%	9.7%	6.5%	3.2%

実際に相談した際の感想は、「とてもよかった/まあまあよかった」が小学5年生で約8割、中学2年生で約6割となっています。逆に、「あまりよくなかった/よくなかった」は、小学5年生では約1割、中学2年生では約2割でした。中学生以降では相談内容も複雑さを増すことから、限られた相談時間で解決まで導くことの難しさは、日々感じているところです。相談に際しては、子ども自身のエンパワメントを支援し、解決に向けて一歩踏み出せるような活動を継続していきたいと思えます。

③それはどうしてですか？理由を教えてください。

◎とてもよかった/よかった(小5:50人,中2:18人)

記載内容	小5	中2
話を真剣に聞いてくれた/優しくかった	22	5
解決方法を一緒に考えてくれた/解決できた	18	8
すっきりした/気分が楽になった	5	3

◎どちらでもない(小5:6人,中2:7人)

記載内容	小5	中2
解決しなかった/スッキリしなかった	1	4
相談しづらかった	1	1

◎あまりよくなかった/よくなかった(小5:6人,中2:5人)

記載内容	小5	中2
解決しなかった	1	3
思ったような解決ではなかった	1	-
相談しづらかった	-	1
家族に聞かれてしまった	-	1

(質問6: 小学校5年生用)

「ハッピークローバー」は、小学校で「出張相談会」をしています。「出張相談会」に行ったことがありますか？

	ある	ない	無回答
小学5年生	17.4%	80.9%	1.7%

※「ある」と答えた子へ

①行ったことがあるコーナー全てにチェックをしてください。

	なんでも相談コーナー	おてがみ相談コーナー	遊びコーナー	無回答
小学5年生	20.1%	14.9%	81.8%	3.2%

②感想や意見があれば教えてください。

- ◎なんでも相談コーナー(件)
 - ・相談してスッキリした/話せてうれしかった(12)
 - ・相談場所が話しにくいなど(2)
- ◎おてがみそうだんコーナー(件)
 - ・お手紙を書いてスッキリした(1)
 - ・次の出張相談会で行ってみたい(1)
- ◎遊びコーナー(件)
 - ・遊びが楽しかった/相談員・友だちと話せてうれしかった(47)

子どもの権利相談室では、小学校のお昼休みにお伺いして、面談や手紙で相談に応じるほか、遊びを通して「ハッピークローバー」を身近に感じてもらえるように、「出張相談会」を開催しています。(詳細は当活動報告書の〇ページを参照してください)

「出張相談会に行ったことがある」と答えた児童は17.4%(154人)で、そのうち約8割が「遊びコーナー」を訪問し、約2割が面談による相談、約1.5割がお手紙で相談してくれています。

各コーナーについて、子どもたちからは「相談場所が話しにくい」「遊びの種類を増やしてほしい」などの意見をもらっています。今後の出張相談会では、子どもたちからの意見を元に、より話しやすく、親しみを持ってもらう機会となれるような工夫をしていきたいと思えます。

(質問6: 中学校2年生用)

「ハッピークローバー」はいくつかの中学校に出張して、昼休みや放課後に相談を受け付けています。あなたはそれを知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
中学2年生	45.6%	54.2%	0.3%

中学校の出張相談会について、約半数の生徒が「知っている」と答えています。しかし、(質問5)の感想欄には「周囲の目が気になり、相談しにくい」という意見も見られており、中学生の相談しやすさに繋げていく方法については、今後も検討が必要です。

(質問7)「ハッピークローバー」が配っているカードを持っていますか？

	はい	いいえ	無回答
全体	59.2%	40.2%	0.6%
小学5年生	69.4%	29.8%	0.8%
中学2年生	47.6%	52.0%	0.4%

当相談室のフリーダイヤルが書かれたカードを、1学期に各校へお配りしています。約半数以上の子どもたちが調査時点でも「持っている」と答えており、実際にカードを見て電話してくれたという子どもの声も多く聞かれます。

(質問8)「はぴくろ通信」を読んだことがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	20.6%	77.7%	1.7%
小学5年生	20.9%	76.9%	2.1%
中学2年生	20.3%	78.5%	1.1%

「はぴくろ通信」を9月、1月に発行していますが、「読んだことがある」と答えてくれた子どもは約2割に留まっています。より分かりやすく、興味を持ってもらえるように、紙面づくりへ子どもの意見を取り入れるなど、これからも工夫を続けていきたいと思えます。

※「ある」と答えた子へ…感想や意見があれば教えてください。

記載内容	小5	中2
ハッピークローバーのことがよく分かった 安心できる場所と感じた	46	32
相談しやすいと感じた 悩んだときは相談してみようと思った	17	14
内容が面白かった	10	3
参考になる情報があった	-	3
配付回数を増やした方がいいなど	5	-
よくわからなかったなど	3	-
その他	-	3

(質問9)「ハッピークローバー」にやってもらいたいイベントはありますか？

◎小5(件)

- ・出張相談会にもっと来てほしい/遊びの種類を増やしてほしい(41)
- ・学校以外で相談にのってほしい(15)
- ・子どもの権利について話してほしい(9)
- ・相談方法についてのアイデア(相談ポストなど)(10)
- ・啓発方法についてのアイデア(ポスター作製/交流会など)(10)
- ・皆が笑顔になる楽しいイベント(89)

◎中2(件)

- ・中学校に来てほしい/相談会をしてほしい/受付時間の延長(7)
- ・講演会(5)
- ・皆が抱えている悩みを教えてください(4)
- ・困っている人の力になってほしい(2)
- ・身近に感じられるようなイベント(22)

小学生からは、「出張相談会にもっと来てほしい」「(遊びコーナーの)遊びの種類を増やしてほしい」といった意見が多くみられました。そのほか、相談方法や啓発方法についてのアイデアも多数寄せられました。

中学生からも、同様に「中学校にきてほしい」といった相談に関するもののほか、「皆が抱えている悩みを教えてください」といった要望もありました。

みなさんの貴重な意見を、今後の活動の参考にさせていただきたいと思えます。

宗像市子ども基本条例と子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准⇒新たな国内法の整備なし
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書(条例案)提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決(全員賛成) 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行(子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

② 条例制定の目的

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

③ 市民(子どもを含む)の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換(平成 22 年 10 月 3 日)
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換(平成 22 年 11 月 11 日)
審議会委員と 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査(平成 23 年 11 月 3 日)
子どもと大人それぞれを対象に実施した。(子ども 244 人、大人 252 人から回答)
- 市立小中学校における調査(平成 23 年 1 月～2 月)
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査(平成 23 年 2 月)
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

○ 意見募集

- パブリック・コメント(平成 23 年 10 月 1 日～31 日)
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利を規定する条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ 4 番目。平成 31 年 4 月現在、全国 1,724 市区町村のうち 48 自治体（約 2.8%）が条例施行（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例といふことができる。（約 220 本の市条例のうち、前文があるものは 5 本のみ）
- ※ 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を 3 つの柱として構成され、子どもの権利救済制度についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類される。

○子どもの権利（第 2 章）

第 4 条	安心して生きる権利	命が守られ、尊重されることなどを保障
第 5 条	自分らしく生きる権利	個性が尊重され、その個性を伸ばすことなどを保障
第 6 条	豊かに育つ権利	学ぶこと、遊ぶことなどを保障
第 7 条	意見を表明する権利	自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されることなどを保障
第 8 条	子どもの役割	自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○大人の責務（第 3 章）

第 9 条	保護者の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
第 10 条	市民等の役割	子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならないことなど
第 11 条	子ども関係施設の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
第 12 条	市の役割	子どもの権利を保障するため、必要な施策を実施しなければならないことなど

○子どもにやさしいまちづくり（第 4 章）

第 13 条	施策の推進	市は、行動計画を策定しなければならないことなど
第 14 条	子どもの居場所づくり	市などは、子ども同士が遊び等の体験を通じて豊かに成長できるよう安全で安心な居場所づくりに努めなければならないことなど
第 15 条	子どもの意見表明の機会の提供	市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない
第 16 条	子育て支援	市などは、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならないことなど
第 17 条	健全な発達を阻害する環境からの保護	市などは、子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護するよう努めなければならないことなど

○子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第 6 章）

第 21 条	子どもの権利救済委員	救済委員の定数、選任、任期など
第 22 条	救済委員の職務	救済委員の職務や守秘義務など
第 23 条	救済委員に対する支援及び協力	市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援しなければならないことなど

第 24 条	勧告又は要請への対応	市は、救済委員から勧告等を受けたときは、その対応状況等を報告しなければならないことなど
第 25 条	勧告又は要請等の内容の公表	救済委員は、勧告等に対する対応状況の報告内容を公表することができる
第 26 条	報告等	救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する

② 施策の推進体制

- 平成 27 年 3 月、「宗像市子ども・子育て支援事業計画（宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる）」を策定した（平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画）。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。
- 平成 27 年 4 月、「子ども部（子ども育成課、子ども家庭課）」を学校教育との連携強化のため、「教育部」と統合して「教育子ども部」に組織改編した。
- 令和 2 年 3 月、「第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる）」を策定した（令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画）。

令和元年度 教育子ども部の行政組織体制

教育子ども部	教育政策課	政策係
		学務係
	学校整備プロジェクト室	推進係
	学校管理課	管理係
		給食係
	図書課	図書館係
	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例及び宗像市子ども基本条例行動計画の所管課	子ども育成係
		幼児教育係
		グローバル人材育成係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども相談係
		発達支援係
		適応指導係
子ども家庭課	子ども保健係	
	子ども家庭係	

(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

前述のとおり、「宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行っていますが、宗像市子どもの権利救済委員へは、情報共有のために令和元年度の子ども育成課事業のうち、以下の事業について報告・説明した。

① 条例に基づいた子どもの居場所づくり・体験活動・意見表明等事業について（条例第2章、第4章）

- 子どもの居場所づくり事業（プレーパーク、中高生の居場所づくり）
- 放課後子ども総合プラン事業（放課後学習支援、体験活動等）
- おおしまネット寺小屋事業（放課後学習支援）
- 子どもまつり事業（子どもまつり子ども実行委員会等）
- 「2019夏の課外授業 in むなかた」
- 「わくわく体験活動報告会」
- 「イングリッシュ・サマーキャンプ」
- 「むなかたガイド研修」など

② 子どもの権利に関する意識の向上（啓発事業）について（第5章）

- 市立学校（21校）における啓発（宗像市教育委員会作成「宗像市教育ハンドブック」へ「宗像市子ども基本条例に基づく取り組みについて」を掲載）

【全校実施】

- 宗像市子どもの権利の日（11月20日）のある11月に子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を実施
- 「11月20日は宗像市子どもの権利の日」のぼり旗を掲出
- 市は宗像市子ども基本条例パンフレット（子ども版）を作成し、市立学校の全児童生徒へ配布

【選択実施】

- 各学級での朝の会や帰りの会、HR等で子どもの権利の啓発を行う（14校で実施）
- 校内や各学級に啓発を促す掲示を行う（12校で実施）
- 全校集会や学年集会で紹介する（5校で実施）
- 校内放送で紹介する（6校で実施）
- 校内行事で紹介する（1校で実施）
- 子ども基本条例等に関する職員研修を行う（7校で実施）
- 学級通信、講演会等で保護者や地域住民へ啓発を行う（7校で実施）

- 市民等に向けた啓発

- 2019夏の課外授業 in むなかた事業説明会にて周知啓発（4月18日）
- 家庭教育学級開設説明会にて周知啓発（5月7日）
- 第18回宗像市子どもまつり参加団体募集説明会にて周知啓発（6月1日）
- 子どもと楽しむレクリエーション研修会にて周知啓発（6月16日）
- 子どもの居場所づくり情報交換会にて条例研修（6月20日）
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校連絡会（第2回）にて周知（6月21日）
- 子どもまつり子ども実行委員会（第1回）にて子どもの権利啓発（6月23日）
- 2019夏の課外授業 in むなかたガイドブックにて条例及びハッピークローバーを周知（6月28日）
- 宗像市学童保育所指導員等研修会にて条例研修（7月9日）
- 第18回宗像市子どもまつり第1回実行委員会にて周知啓発（7月13日）
- 子どもの安全安心セミナーにおいて周知啓発（7月18日）
- 赤間地区青少年育成部会等研修会にて条例研修（8月24日）
- 中学生職場体験学習生徒へ条例講座（9月9日）
- 子ども支援ボランティア養成講座にて条例解説講座を開催（10月1日）

- 第 64 回日本 PTA 九州ブロック研究大会（特別分科会）にて周知啓発（10 月 26 日）
- 宗像ユリックス図書館にて子どもの権利の日ポスター等展示（10 月 31 日～11 月 30 日）
- 市広報誌にて宗像市子どもの権利の日を周知啓発（11 月 1 日）
- 第 18 回宗像市子どもまつりにて周知啓発（11 月 3 日）
- 市庁内掲示板にて市職員へ宗像市子どもの権利の日等を周知啓発（11 月 14 日）
- 各地区コミュニティ・センターにて子どもの権利の日のぼり旗掲示（11 月中）
- 市 FB に啓発記事掲載（11 月 15 日）
- 子どもの権利に関する講演会開催（11 月 16 日）
- 子ども育成課職員へ子ども基本条例研修会開催（11 月 20 日・21 日）
- わくわく体験報告会にて周知啓発（1 月 26 日）
- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川第 6 分科会にて報告（1 月 26 日）
- 子ども基本条例に係る大阪府高槻市議員視察対応（2 月 4 日）
- 2020～2021 宗像市子育て支援ハンドブックに条例記事掲載（4 月より配布）

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にできる心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
 - (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
 - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
 - (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。
- (調査の中止等)
- 第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。
- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。
- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。
- (市に対する調査等)
- 第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。
- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
 - 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。
 - 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

救済申立書	年 月 日
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。	
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(2) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことですか。 _____ *どのような問題なのかを(6)で説明してください。	
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] （ありの場合、その制度名を記入） _____	
(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり（ _____ 枚）]	
(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他（ _____ ）]	
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明書					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		氏 名				
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
印		宗 像 市 長	

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）
(子どもの権利相談員)
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。
2 略
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
(3)子どもの権利の普及に関すること。
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

令和元年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 公認心理師 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利救済委員 (～2019年4月)	大西 良	社会福祉士 (筑紫女学園大学 准教授)
子どもの権利救済委員 (2019年5月～)	栄留 里美	社会福祉士 (大分大学 助教)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士 公認心理師
	爲國 仁美	教員免許所持者
事務局員	高倉 庸輔	子ども支援課長
	有吉 富美子	子ども支援課主幹兼子ども相談係長
	小田 さくら	子ども支援課子ども相談係主任主事
	幸住 瑠璃	子ども支援課子ども相談係